

二つ三つの問題にしばってお伺いしたいと思います。これは基本的な問題ですので、大臣がお答えするのがいいのですが、まだ就任日が浅いので、官房長でけつこうです。

まず、お伺いしたいのは、計画局の国土開発計画部門は総合開発庁に移管すべきである、こういう臨調の改革意見が出ているわけです。これに対して建設省としてのお考えはどうなのか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 総合開発庁の問題でござりますけれども、臨時行政調査会の答申では、国土開発等の広域行政につきまして二つの考え方が出ております。一つは総合開発庁という計画調整部門だけ集めて役所をつくるのがよからうという意見と、それから計画調整部門のみならず、実施部門も統合いたしまして、たとえば国土開発省というふうな機構をつくる案も考えられる。二つの考え方方が述べられております。さらに、臨時行政調査会では、その二つの案のうち、総合開発庁案のほうが実際的で可能性が多いだらうということを言っております。この問題につきまして、建設省といたしましては、実施部門と総合調整部門を分離いたしました場合にいろいろ難点がございますので、むしろ一体になつて、これを実施面、計画面、調整面、一体となつてつかさどる組織をつくったほうが適当である、こういう意見を出しております。したがいまして、総合開発庁案よりも、国土開発省案のほうが建設省としてはペターであるという意見を出しております。

なお、計画局で現在扱っております総合計画なりあるいは地域計画の仕事は、一面では国土計画といたしておられます。しかしながら、この二つの案は得おりますが、一面では、建設省自体のものもあるの公共事業の総合調整もやつております。しかし、それぞれの省におきましての各局で行なつております仕事の総合調整ということとは、これはどこの省でも必要でございまして、臨時行政調査会の答申の中にも企画調整部門の強化ということを行なうようにということをうたつておりますので、その面におきましては、どのようなことにな

りましようとも、建設省として総合調整をやつて

いくという仕事は残つておるわけでございますか。

○伊藤頭道君 次にお伺いしたいのは、本資源開発公団は総合開発庁を主務官庁として再編成する

いのではないかというふうに考えております。また、これを直ちに他省に移すということはできな

いのである、こういう意味の意見が臨調から出され

ておるわけです。これに対する建設省としての基

本的なお考えはどうのことですか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 本省のそれぞれの局部課と、それから地方建設局の統合ということにつきまして、具体的に答申が出ておりませんが、

その整理統合に関しましては、一つには、たまたま御指摘の計画局の計画部門を他の部門に持つておられるか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 水資源公團につきま

しては、御承知のように、現在一般的な監督は企

画厅でやつておりますが、それから個々の事業につきましては、あるいは建設省あるいは農林省と

いうふうに、事業を主管しております官庁が監督いたします。水資源公團のうち建設省に關係のあります多目的ダム等につきましては、河川を監督いたしております建設大臣が引き続き監督いたします。最初に申し上げましたように、臨時行政調査会の答申自体が二つの案を出しております。

○伊藤頭道君 私のお伺いしたのは、この水資源開発公團は総合開発庁を主務官庁として再編成すること、このこと自体に対する建設省の御意見はどうかとお伺いいたしております。

○伊藤頭道君 私のお伺いしたのは、この水資源開発公團は総合開発庁を主務官庁として再編成すこと、このこと自体に対する建設省の御意見はどうかとお伺いいたしております。

○伊藤頭道君 私のお伺いしたのは、この水資源開発公團は総合開発庁を主務官庁として再編成すること、このこと自体に対する建設省の御意見はどうかとお伺いいたしております。

○伊藤頭道君 私のお伺いしたのは、この水資源開発公團は総合開発庁を主務官庁として再編成すること、このこと自体に対する建設省の御意見はどうかとお伺いいたしております。

○伊藤頭道君 私のお伺いしたのは、この水資源開発公團は総合開発庁を主務官庁として再編成すること、このこと自体に対する建設省の御意見はどうかとお伺いいたしております。

○伊藤頭道君 私のお伺いしたのは、この水資源開発公團は総合開発庁を主務官庁として再編成すること、このこと自体に対する建設省の御意見はどうかとお伺いいたしております。

○伊藤頭道君 私のお伺いしたのは、この水資源開発公團は総合開発庁を主務官庁として再編成すること、このこと自体に対する建設省の御意見はどうかとお伺いいたしております。

○伊藤頭道君 私のお伺いしたのは、この水資源開発公團は総合開発庁を主務官庁として再編成すること、このこと自体に対する建設省の御意見はどうかとお伺いいたしております。

○政府委員(鶴海良一郎君) さようございま

す。

○伊藤頭道君 それでは意見がたくさんあるわけ

ですけれども、最後に一点だけお伺いしますが、

総合開発庁を内閣府に設置すること、こういう意

見に對して、建設省はどういう態度をとつ

ておられるか。

○伊藤頭道君 したがつて、この意見に對しては

それ分担がきまっております。しかも、国が行な

うべきものとしてきめられておりますものの事業

が行なうべきもの、地方が行なうべきもの、それ

計画局にこれを統合いたしたわけあります。

○伊藤頭道君 先ほど御説明のあった宅地部を新設して、これが宅地行政を推進強化する、そういう考え方はけつこうなのですが、從来の方の二十名に七名プラスして二十七名、この七名が定員増であればよくわかるのですが、この七名は一体どこから持つてきただけですか。これはもちろん定員増でなければ配置がえであろうと思う。配置がえで、増になつたほうはいいとして、削られたほうは一体どういう……またそこは弱体化するのは当然だと思いますが、この七名は一体どこから持つてきたのですか。

○政府委員(鶴海良一郎君) これは地方建設局におきまする治水特別会計、あるいは道路整備特別会計におきまする欠員から振りかえたわけあります。

○伊藤頭道君 それは七名をプラスしたということが、そこをお伺いしておるわけです。宅地部のほうはこれでも不十分と思つてゐるわけですが、一応増だから認めるとして、削られたほうは困るでしょう。それは宅地部として、宅地行政を推進するには不十分ながら一応プラスされておる。削られたほうはどうなるのですか。それだけマイナスになるじゃないですか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 削られたほうがマイナスになることにつきましてはお話しのとおりであります。が、ただいまも御説明申し上げましたように、欠員を振りかえたものでありますし、また、昨日もお話ししましたように、一千人程度の欠員がございまして、しかも全職員の数は二万人を上回っておりますが、七名振りかえたから直ちに仕事に支障があるというふうには考えておりません。

○伊藤頭道君 まあ、定員の問題は、昨日ある程度聞いておりますから、次の問題に入りますが、最近、土地価格の推移は一体どういう状況になつておるのか、この要点をお知らせいただきたい。

○政府委員(志村清一君) 土地価格は戦後たいへんほかの物価に比べまして安うございました。昭

和三十年ごろに大体ほかの物価と同じような高さでいままで上がつてしまひました。したがつて、

昭和三十年を基準にして申し上げると一番わかりやすいかと存しますが、昭和三十年を基準にいたしましたと存しますが、昭和三十年を基準にいたしましたと存しますが、昭和三十年を基準にいたしましたと存しますが、昭和三十年を基準にいたしましたと存しますと、昨年におきまして市街地の価格は七倍をこえております。ほかの物価との比較におきましても七倍をこえておるという現況でございま

す。

○伊藤頭道君 最近、特に地価が高騰しておるわけですが、これは当然に国民の住生活を著しく庄重におきまする治水特別会計、あるいは道路整備特別会計におきまする欠員から振りかえたわけあります。

○伊藤頭道君 それは七名をプラスしたということが、そこをお伺いしておるわけです。宅地部のほうはこれでも不十分と思つてゐるわけですが、一応増だから認めるとして、削られたほうは困るでしょう。それは宅地部として、宅地行政を推進するには不十分ながら一応プラスされておる。削られたほうはどうなるのですか。それだけマイナスになるじゃないですか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 削られたほうがマイナスになることにつきましてはお話しのとおりであります。が、ただいまも御説明申し上げましたように、欠員を振りかえたものでありますし、また、昨日もお話ししましたように、一千人程度の欠員がございまして、しかも全職員の数は二万人を上回っておりますが、七名振りかえたから直ちに仕事に支障があるというふうには考えておりません。

○伊藤頭道君 まあ、定員の問題は、昨日ある程度聞いておりますから、次の問題に入りますが、最近、土地価格の推移は一体どういう状況になつておるのか、この要点をお知らせいただきたい。

○政府委員(志村清一君) 土地価格は戦後たいへんほかの物価に比べまして安うございました。昭

がつてまいつた、このように考えております。

○伊藤頭道君 先ほど宅地については約七倍の高騰を示しておるということですが、これは不動産研究所の調査で見ますと、昭和三十年三月の六

大都市の市街地価格を一〇〇として八年後の三十

八年三月の価格指数を見ると、住宅地で七六三、工業地で一、一九二、こういうふうになつている

と思うのです。わずか八年間で七倍、工業地は十

二倍、こういう高騰を示しておると思うのです。

○伊藤頭道君 この地価の暴騰の原因についていまお伺いしたわ

けですが、大別して、私どもの考えとしては大体

三つに分けられると思うのです。

○政府委員(志村清一君) 土地の価格の上昇は、

最近は從来の伸び方に比べましてだいぶ鈍化いた

してまいりまして、特に東京等の町中の非常に高

い地価は、むしろ下がり傾向というふう

にかけておると思います。

○政府委員(志村清一君) 土地の価格の上昇は、

打つておると思いますが、まずお伺いしたいの

は、このような土地が高騰してきた原因というの

で、その一つは、昭和三十年のいわゆる神武景

氣のその後、独占企業は競つて設備投資に奔走し

た結果、工業地の買収が盛んに行なわれたとい

うこと、國も地方自治体も企業誘致条例などをつ

くって盛んにこれを援助したということがあげら

れると思うのです。こういうことでいわゆる土地

買収合戦が激しく行なわれた、これが原因の一つ

としてあげられると思うのです。

○政府委員(志村清一君) 公共事業、たとえば道

路などが從来道路のないところに敷設されるとい

うことによりまして土地の利用度が上がりまし

て、したがいまして、その土地は從来の利用度よ

りも高い利用ができるということになりますと、そ

れを建設省とすれば、この土地の値打ちが上がるとい

うことは、地価が上がるということになります。

○伊藤頭道君 これが前池田内閣のときから始

まつたいわゆる高度成長政策ですね、こういう政

策によって農業と工業との格差が大きく開いてき

た。それから、いわゆる後進地域と先進地域との

格差も大きくなってきた。そこで、これは直接関

係ないわけですが、政府の農政によって若い者が

みんな都會に集まる。經營主までが村を捨てて長

期の出かせぎに出かけなければ食つていけない。

こういう実情から農村の方々がみな都市へ集中す

る。都市へ集まると、都市で住まなければならぬ

から、いわゆる住宅難に拍車をかけてきた。こう

いうことから宅地の需要が増大してきました。これも

見のがすことのできない一つの地価高騰の原因に

なる。都市へ集まると、都市で住まなければならぬ

から、いわゆる住宅難に拍車をかけてきた。こう

いう考え方に対しして建設省と

してはどうお考えかお伺いします。

○政府委員(志村清一君) 都市部に産業なり人口

が集まつてくるということによりまして宅地需要

がふえてまいる、それによりまして都市部における地価の上がり方が激しいということは、そのとおりかと存じます。ただ、先ほどちょっとお話をございました全国の増加人口に対する地域別の増減の割合でございますが、最近におきまして、東京なり大阪なりへの人口集中圧力が幾分緩和の傾向を示しているという数字の出でることだけを付け加えさせていただきます。

○伊藤頸道君 いま申し上げたような情勢の中にあって、従来から建設省としてもまだ携手傍観してきたのではないと思う。何か手を打ってきたのか。それとまた、この地価暴騰を解決するために今後は一体どういう具体策で臨まれようとするか、この二つについてお伺いをしたい。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 地価高騰の原因についていろいろ御指摘になつたことは、まことにそのとおりだと思います。そこで、地価問題は先ほどお話しのように、全く大きな社会問題、現にそういう時期に来ておる住宅建設について、住宅地の地価高騰によつて住宅建設が支障を来たす。これは国、地方公共団体の住宅施策に支障を来たすのみならず、個人の住宅取得にも大きな支障を来たす。また、公共事業の施策にもコスト高の現象で国家財政的にも非常に障害を、不利益を来たしております。こういう現実の姿であると思います。そこで、建設省といいますか、政治の面では、地価対策には全く、率直に言って、苦慮しているというのが現状でございます。簡単に申し上げますが、まあ、土地政策と申しますか、あるいは地価抑制策の一助として、公共事業についての土地收用法の改正、強化、あるいは税制面、いろいろやってきておりますが、行政的には先ほどお話を出ておりましたけれども、需給のアンバランスをできるだけ解消したいということで、住宅地等については、国あるいは地方公共団体等によつて、わゆる住宅地の供給を増大する。まあ、そういういろいろなことをやってきておりますけれども、それほど目ぼしい効果がない。先ほどお話しのと

いにあざけうでお議のくを事に設繕お

おり、いわゆる鉢つたといいましても上昇傾向を続けておる、こういう事情であります。まあ、建設省がこの問題の主管でありますから、経済全体につながるわけでありますけれども、多くの公共事業等を担当しており、土地に最も密着した行政やつております建設省がまずそれを担当していく。そういうことで数年前から地価対策の抑制策の方途を講ずるために、御承知のように、宅地審議会等においてこの問題の検討をいろいろ願つておられます。いろいろ御意見があつて、たとえば先年国会にお認め願いました新住宅市街地開発法というような制度をつくって、住宅地における地価抑制の環としてこういうことも案出されましたのでございますけれども、なかなか明確なきめ手というのがないというのが現状であります。そこで、今までいいかといふと、この今までいかぬところは、いま社会問題になつてゐるということでお認め願ひました御承知のとおり、しかも、公共事業等はますます道路その他拡大しなければならぬ。同時に、宅建設は現下の最大の急務で、全部地価にかゝっておりますから、これに何とか有効適切な地抑制策を講じたい、こういうことでせつかくいきたい。その方策について案を検討中でございます。これからに申し上げられないでございきわめて残念でございます。されども、なかなか各般にわたつて困難な法問題あるいは行政問題等がありますから、そう簡単に具体的な結論が出ませんので、成案を現在説明申し上げる段階になつております。たゞ、私どもこういう考え方でこの問題にメスを入れてみたい。といいますのは、土地といふものは、般他の財貨と違つて、土地の上だけで人間が生ずる。しかも、それをなるほど宅地造成法等に付して局部的には造成といふ形がありますけれども、全体的に見ますと、土地の増減は人間の力よつてはかるということができないものでござりますから、そういう土地の特性に基づいて、他財貨とは違つた所有権の内容といふものを考えければならぬ。したがつて、憲法には、もちろん土地についても私有財産権を認められておりま

すから、それは当然それを前提にして考えなければなりませんが、他の財貨と違った扱いをするということはどういうことか。先ほど来地価上昇の原因としてあげられましたことは、これは全く國あるいはその他の社会の各種の行為によってそれが上がっている。高騰したいわゆる土地の代價というものが特定の個人の所有に全部帰属されるということは、これは憲法の精神からいつても適当じゃない。また國家、社会のあり方からいつても適当じゃない。こういう観点に立ってそういう現象をとめる措置をとりたい。その措置の方法はいろいろありますから、総合的な案を立てて、また国会にはかるべき点があるかと思いますが、そういう準備をいまいたしておるということになります。

よって宅地
いうこと。
において深
ラムズのひ
般論とし
地に対する
一般的な対策
点はいかが
○政府委員
市、特に東
りますが、
の計画にお
を新たにつ
うのを禁止
まってくるの
らうといきう
す。そのほ
地の計画がそ
域につきま
をいたしま
用地等の造成
辺に集まつて
られるようく
な次第でござ
○伊藤頭道
と、宅地需給
の大きな障害
が言われてお
ですが、政務
用について終
し、それは往々
下検討中のや
たい。

○政府委員(ま
た新しい宅地
きくなつてお
く、それに伴
規模な開発に
のような開発

の需給にアンバランスを生じておると特にこの傾向は大都市並びにその周辺刻であろうと思う。そこで、先ほどはてお伺いしたわけですが、特にアンバランスの地価の値上がりが激しいわけであります。そのような意味におきまして、首都圈きまして、東京の市街地の中に工場等の制度をつくりまして、東京に集中必要のないものはなるべく外に出ても対策が行なわれておるわけでございまくつたりあるいは大幅に増設するといふか、首都圏計画におきます新しい市街圈域内にございますが、そういういた地としては、住宅公団等が大幅な宅地造成して、単に住宅用地だけでなく、工業造成をいたしまして、東京並びにその周くる産業人口がその外側に受け入れたる勢態をとるようにつめておるようさいます。

Digitized by srujanika@gmail.com

めに、区画整理法による区画整理事業でさうような宅地の開発を行なう、あるいは新住宅市街地開発法という法律に基づきまして都市計画あるいは当該新住の計画といふものを十分吟味して新しい市街地としてふさわしいような町づくりをするようにつとめているような次第でござります。

○伊藤頭道君 そこで、宅地問題を緩和するためのいわゆる一環として、これは希望をかねて御質問申し上げるわけですが、そういうふうに大都市並びにその周辺は特に深刻であるという、そういう考え方方に立つて、特に大都市については政府等の公的機関で住宅建設を促進するもの一つの方策であろうと思うのです。そこでお伺いするのですが、そういうたてまえに立つて現在建設されておる状況ですね、建設状況。それから今後の建設計画及びその概要、それから公的機関による宅地開発事業の概要、こういうことについて要点だけを御説明いただきたい。

○政府委員(高明君) 公的機関による住宅の計画としましては、御承知のように、昭和三十九年から四十五年までの七ヵ年の間に七百八十万戸の住宅建設を必要として、それによつて昭和四十五年に一世帯一住宅を実現しようと考えておるわけであります。その七百八十万戸のうち、三百万戸以上を政府施策によって建てることで現行の計画を進めているわけでございます。で、その建設の中身は、地域別に大都市地域とそれから地方開発都市その他の地域等四地区に分けまして、その大部分を大都市地域に建てなければならないと考えております。たとえば日本住宅公團の賃貸住宅は、御承知のように、京浜地区それから中京地区それから阪神地区、北九州地区、この四地区にのみ限つて建てる。それから公営住宅は、各府県の住宅事情に応じましてその割り当てを行なつてゐるわけでございますが、たとえば簡単に申し上げますと、公営住宅本年六万五千戸やつておりますが、そのうち東京及びその周辺に割り当てられておりますのはおおむね一万二千戸ぐらいと存じます。

それから大阪、兵庫等に割り当てられておりますのは、おおむね一万戸ぐらいというふうに考えております。それから日本住宅公團は、二万六千戸ありますうち約一萬一千戸ぐらいが東京付近でござります。その他が北九州もしくは中京等に当たられる、そういうふうにして重点を置いてやつておるわけでござります。

○伊藤頭道君 以上お伺いしてきたように、宅地の値段が、抜本的に防がれねばならぬ事態に来ておると思うのですが、依然として地価は暴騰しております。そこで繰り返しお伺いしておるようにもはやこの段階では、部分的な対策はどうにもならない、総合的な抜本的な方策を立ててしかるべきだ、こういう段階にいまもうすでに入つておると思うのです。ところが、これに逆行するような政策が打ち出されておるではないかということをお伺いしたいのです。こういう中で最近地価値上がりを勘定に入れたいわゆる不動産投資信託を設置しておる。これは地価抑制に逆行する政策であろうと思うのですが、こういう抜本的な対策が講じられなければならない視点に立つて、地価抑制に逆行する政策が進められるということであれば、これは大きな問題だと思うのです。この点は一体どうお考えなのか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 伊藤さんのお話、ちょっと私理解しかねるところがあるのであります。ですが、不動産投資信託というのは、現状ではない

○伊藤頭道君 次にお伺いいたしますが、いま地審議会というのがあるわけです。この審議会においては地価対策について一体どのような審議が行なわれたのか、また、審議会の答申に基づいて具体的な施策が行なわれたのかどうか。

○政府委員(志村清一君) 宅地審議会は、宅地制度審議会というのが従来ございまして、二年間の時限的な委員会でございましたが、そのあとを受けまして、宅地制度審議会が昨年できたわけございましたが、宅地制度審議会におきまして議論いたしましたのを引き続きいろいろ議論させていただい

ておるわけですが、そういった前後の関係で宅地制度審議会の答申状況から申し上げたい

○国務大臣(瀬戸山三男君) 昭和三十八年に宅地審議会は住宅地開発事業に必要な用地の確保をはかるための制度上の措置について答申をいたしました。それがいわゆる新住宅市街地開発法ということで国会の御審議を経て成立いたしております。同じ昭和三十八年に不動

産鑑定評価に関する制度の確立に関する答申といふのがございまして、これまた国会の御審議を終まして不動産鑑定法と略称されております法律と

してでき上がっております。さらに昭和三十九年度に至りまして民間住宅地造成事業の助成に関する制度上の措置に関する答申といふのが行なわれました。これまた国会の御審議を終

ました。これまた不動産鑑定法といふのがございまして、不動産鑑定評価による制度の確立に関する答申といふのがございまして、これが単に建設省

だけの問題でないと思う。もはや政府全体として取り組まなければならぬ、重大問題だと思うの

○伊藤頭道君 そこで、地価対策について、これは単に建設省だけの問題でないと思う。もはや政府全体として取り組まなければならぬ、重大問題だと思うの

○国務大臣(瀬戸山三男君) いま仰せのとおりであります。これは先ほど申し上げましたように、多くの土地に関する仕事をいたしておるというこ

とで、建設省がこういう問題の検討をいたして来ておりますが、地価問題というのは、これは建設

の問題は多種多様な問題を含んでおりますので、さらに現在も検討を続けておる段階でございま

す。次に、宅地審議会といふものに改められました三十九年度以降の問題でござりますが、それに

いましょうか。

○伊藤頭道君 次にお伺いいたしますが、いま地審議会というのがあるわけです。この審議会においては地価対策について一体どのような審議が行なわれたのか、また、審議会の答申に基づいて具体的な施策が行なわれたのかどうか。

○伊藤頭道君 こういう問題について御説明いただきたい。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いま仰せのとおりでございます。同じく四十年度に、先ほど申し上げました鑑定評価基準の追加といつまして、宅地見込地の鑑定評価基準の設定に関する答申が出されました。これまた、先ほど申し上げました鑑定評価基準と同様に皆さま方の御参考に供するよ

うに発表いたしております次第でござります。なお、

きましても種々問題点の多いたいへん重要な課題でござりますので、さらに検討を続けておる段階でござります。

題と判断いたしております。と同時に、宅地審議

会等におきましてもいろいろ検討を願っておりますが、私の判断では、問題点、議論というものは出尽くしている、したがって、それをどう判断すべきか、何を実施すべきかという時点であろう、これは私の判断ですが、そういうことから私は二回にわたって閣議において、私どもが一応取り扱っておりますから、先ほどあらましを申し上げましたような考え方に基づいて、これは政府の責任として地価対策を講ずべきである、したがって、こまかいわゆる具体的な各種の方策について、きめる前に、地価に対する根本的な考え方といふものを、政府の方針としてきめるべきである、そういうことで二回にわたって、あらまし私が申し上げたようなことを中心に、ある程度の構想をまとめたものを閣議で相談をいたしておきました。

されば来週と思つておりますが、さらこういう問題を取り扱うものとして、從来からきておりまといわゆる経済閣僚懇談会において、この問題を中心として、私が提案いたしました構想を中心として検討する、こういうことにいたしておりまして、伊藤さんのお話の如きに、建設省の諮問機関としての宅地審議会を総理大臣の諮問機関としてやるということも一つの考え方であります。もう私の判断では、審議会にはかつているといふ段階ではない、もう議論、問題点は出尽くしている、いかにそれを具体的に措置すべきかという段階に來ていてるという判断をしておりますので、そういう運びにいたしました。それでは、午前はこの程度とし、午後は正一時五十分開会いたします。

午後零時四十六分休憩

○委員長(柴田栄君) 委員会を再開いたします。

午前に統き建設省設置法の一部を改正する法律

午後二時五分開会

案を議題とし、質疑を続行いたします。

なお、関係当局の御出席は瀬戸山建設大臣、谷垣建設政務次官、鶴海官房長、志村計画局長、竹尚住宅局長、上条建設研修所長、小林文書課長でございます。

それでは御質疑のある方は、順次御発言を願い

ます。

○北村暢君 私は提案理由の説明にありますように、近年の土地高騰に伴う宅地関係の行政施策が非常におくれているために、国民生活の安定なり経済成長のために寄与する点について、今度の設

置法の改正でそれらの施策を重点的に強化していくために計画局に宅地部を設置するということについては、私は、この点については非常に時宜に適した施策であると、このように思います

ので、宅地部の設置については賛成の意見を

持つておるのでござりますけれども、この宅地問

題についてひとつお伺いしておきたいのは、いろ

いろこう資料等を見せていただきましたが、宅地

部の所掌事務というものは、大体從来の計画局ある

いは住宅局等の所掌事務を寄せ集めて宅地部の所

掌事務というふうにしたように受け取れるわけ

でございますが、一体こういう地価の安定をさせ

ための施策として、一体いかなる新しい施策を

もって、この宅地部がせっかく設置せられるので

新しい施策というものが、行政事務として考へ

れてゐるのか、いなかのか。どうも見たところそ

ういうものがないようと思われるのですが、考

方があつたならば、ひとつ御意見を承りたいと思

うのです。

問題を考えるというふうなことを任務といたして

おるわけでございますが、宅地制度審議会等の議論あるいはそれに基づいたわれわれの検討の結果、来年度においてはいろいろ新たな構想をもつて進みたい、かよう考へておる次第であります。

○北村暢君 宅地制度審議会で地価の問題その他もやるんじょうけれどもね。大臣にお伺いした

いんです、物価の値上がりの問題と関連して、最近における地価の高騰というものがあらゆる物

価に私は非常に大きな影響を持っていると思うん

ですがね。このこまかい最近の一一般物価と地価との比較、これはひとつ事務当局のほうから御答弁

願いたいと思うんですが、これに対しても私はやはり一般物価を安定させる上において地価の安定

ということは、これはもう欠くことのできない重

要な施策だと思ってるんですよ。それに対し

て、総理、大臣その他の予算委員会等の答弁

を聞いておりまして、積極的な施策をとるよう

なふうに言われておるようになりますけれども、建設大臣として、どうも答弁がいづれも抽象的

で、私どもには地価の値上がりというものが近い

将来一体どうなつていくかということについて全

く見通しがないんじゃないかという感じがするん

ですよ。したがつて、この点について、ひとつこ

の地価の安定のための積極的な具体的な施策、そ

してまた地価ほどの程度に安定していこうとい

う考え方を持つてゐるのか、そこら辺の一つの地価

に対する施策というものについて、基本的な考

え

れを御説明していただきたい。

○政府委員(志村清一君) 一般物価と地価との

関係は、簡単でございましたが、いま申し上げた

ような実情でございます。そこで、地価の高騰

は、これはもう議論の余地なく異常な高騰を続け

ております。これがまた一般物価にはね返るもの

も相当あると思ひます。たとえば緊急の住宅建設

にどうしても宅地の地価が高騰いたします。した

がつて、建設コストが上がり、家賃がどうしても

上がつてくる。あるいは公共用地にいたしまして

も、だんだん公共投資が増大をすれば、正比例と

まではいきませんけれども、相当上がつてくる。

いわゆる産業経済のコスト高になる。これはまあ

いなめない大きな、いま日本の物価問題の一番の

課題である、こういう認識を持っております。

地価の抑制と申しますか、安定といいますか、

その問題については、午前に伊藤委員からお尋

ねがありまして、いま考へておる程度のことを申

し上げました。予算委員会等においても総理その

他から地価の安定、抑制について決意をもつて

当たるという抽象的なことを申し上げております。

私も残念ながら、いま直ちに具体的な案を申

りは比較的少なかつたわけですが、それ

と比較いたしまして地価は七倍以上の値上がりになつております。この地価と申しますのは、不動産研究所による市街地価格の調査に基づいて申し上げたわけですが、この市街地の価格につきましては、最近は、町中の相当巨額な額にあります。

なつておる地価につきましてはむしろ下がりましたが、ゼヒとも金にかえたいという場合には、ひど

い場合には三分の一近くにまで下がっている例もあります。

全体的に最近の地価というの

は、従来に比較いたしまして上がり方が鈍つてしまつて、こう考えられるわけであります。宅地と対比される、こう考えられるわけであります。宅地と対比される農地でございますが、農地につきましては、比較的安定、むしろ停滞から少し安易という

傾向があつたわけであります。宅地と対比して、やはり若干上がつておる傾向にございます。

以上でございます。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 一般物価と地価との

関係は、簡単でございましたが、いま申し上げた

ような実情でございます。そこで、地価の高騰

は、これはもう議論の余地なく異常な高騰を続け

ております。これがまた一般物価にはね返るもの

も相当あると思ひます。たとえば緊急の住宅建設

にどうしても宅地の地価が高騰いたします。した

がつて、建設コストが上がり、家賃がどうしても

上がつてくる。あるいは公共用地にいたしまして

も、だんだん公共投資が増大をすれば、正比例と

まではいきませんけれども、相当上がつてくる。

いわゆる産業経済のコスト高になる。これはまあ

いなめない大きな、いま日本の物価問題の一番の

課題である、こういう認識を持っております。

地価の抑制と申しますか、安定といいますか、

その問題については、午前に伊藤委員からお尋

ねがありまして、いま考へておる程度のことを申

し上げました。予算委員会等においても総理その

他から地価の安定、抑制について決意をもつて

当たるという抽象的なことを申し上げております。

私も残念ながら、いま直ちに具体的な案を申

し上げる段階にはなっておりません。なっておりませんが、しかし、いまや私どもの認識としては、いまお話をあつたように、これは全く大きな社会問題とも言われる状態になつております。住宅建設はますます進めなければならぬ、公共投資、公共事業等はますます拡大しなければならない、こういう事態に直面して、このままの状態で置くということは、国民経済あるいは社会生活からいって全く適当でない、こういう事態でありますから、もちろん今日までといえども、この地価問題は全く悩みでありますて、全然放任しておつたわけじやなかつことは御承知のとおり。いろいろ今日までも、政府部内においてもまた宅地審議会等、いわゆる専門家の皆さんにお願いをしておる。この異常な現象というものを何とか措置する方法はないか。措置すべきであるという前提で検討を進めてまいりておる。先ほど申し上げたわけであります、もうすでにいろんな意見といふものは出尽くしておるという観測をいたしております。

これは議論の段階じやなくて、抑制策といいますか、地価安定に勇断をもつて実行する段階に来ておる、こういう判断のもとに、ただいまその手段、方法——これは法律ばかりじや解決しない、宅地部を設けるということも前提でありますが、やはり特に都市周辺の住宅地等については、国なり地方公共団体が大量にそういう土地を取得して供給するという行政措置も伴わなければならぬ。いろんな総合施策を講ずるということはこれは前提であります、端的に言って、地価抑制の問題をどうしても法律的にこれを措置をする必要がある、こういう考え方でありますが、一体どういう観点からやっておるか。先ほども申し上げたこと自体によつて地価の高騰を来たしておると、いうのが現状でありますから、そういうことが一體、理論的にもわが国の社会生活上にも適正であ

どもいま判断、結論いたしましては、それは適正でない。御承知のとおり、土地所有権というの問題で、公共用地等によって取得する場合には、いわゆる正当な対価をこれはもちろん払わなければなりません。そのためにその所有権者の努力といいますか、当然に受くべき対価でない。ことばがやや不適当かもしれませんけれども、不當な対価を受けるということは当然に抑制すべきだ。これは憲法も当然に予定しております。と同時に、やはり私は、国の行政に従って社会生活に応ずる措置をとるというのが、やっぱりその国々の政治のあるべき姿であると思いますから、諸外国のこととは申し上げませんが、わが国は御承知のとおり土地が非常に狭い、領土が狭い。これは人口に比例しての話であります、しかも人口が非常に多いと、これが大きな原因であります、したがって、その原因に応じた土地対策を講じなければならない。土地は、これを生産して幾らでもふやかすというわけにはいきませんから、その中に、必ずその上に立つて国民全体が諸活動をしなきゃならない、そういう諸般の情勢を考えまして、先ほど申述べましたけれども、憲法でやはり土地所有権の行使については、人間がつくり出す一般財貨と土地所有権の範囲というものと別個の観念で扱わなければならぬ、そういうことから、先ほど申しましたが所有者の努力によってでなくて、公共投資あるいは社会変革によって、その土地の從来ある評価を求めて、それ以上は対価として所有権者に与えるべきでないと、非常に抽象的であります、が、この基礎觀念に立つて、しかばばそれを法律的、行政的にどう具体的に方策を講ずるか、こう

これは土地収用法の改正もあることです、これは最終的決定であります。考へ方の一つは、公共用地を取得します場合に、土地収用法にて、考へ方の考へ方は、もちろん土地に対する補償といふ端を申し上げておきますが、従来は御承知のように、何番地に道路を建設する、それからこまかく、いわゆるその他の細目を公表して、それから相当の時日をかけて収用委員会で裁決をする。これは長い短いの差はありますけれども、少なくとも六ヶ月ないし二年もかかる。その間ににおいて、そういう将来の開発された状態においてこのくらいの価値になるんだと、こういうことで、相当その間に地価の高騰を来たし、それがまたわゆる時価ということで周囲にそれが伝播する。これが大体の行き道であろうと思う。そういうことは不當なことであると思う。國家やあるいは国民の力によって道路を開設され、その他の諸施策がなされた、その反作用としてたまたま土地を持つていた人が、個人が特別な利益を得るということは、これほどから考へても適当でない。そういう考へ方は、先ほどのとおり戻りますと、道路を建設する、ここに建設するという決定をしたときの時価によつて補償をすべきだ、それによつてその土地の所有者は何らの不利益を受けておらない、いわゆる損をしておらない、こういう措置をとりたがい。もちろん、公共用地についてはそれで一応めどがつきますが、しかば、公共用地にならないところは、道路を開設されたその付近の人たちは、非常に便利になった。そうすると、単に土地を売つてももうかるということは、まことにこれは正義に反する、その点はどうするかという問題が当然起ります。そういう点については、これはまだ結論ではありませんが、税利面等においてこそ敵軍に処理する。また一面においては、そ

いう一つの評価というのは、午前中にも話を事務局がいたしておりましたが、前年、国会で決定されております土地評価委員会というのができており、これで公式な評価をして表示をさして、それを中心にして他の利益を与える諸般の施策を総合的にやらなければ、非常に複雑な問題ありますから、簡単ではないと思います。

それから、残念ながら御承知のように、日本では、土地の利用区分というものがなされておらないところにいろんな土地に関する混乱があるわけあります。そうかといって、これは全国に土地利用区分を実施するというと、一年や二年でできる仕事でありませんから。しかし、これはどうしてもやらなければならないことではありますが、それを待つて地価対策を講ずるというわけにはまいりません。そういうゆうちょうなことではありますから、順次それは並行して実行していく。特に大都市周辺等について地価の高騰が著しいところを、できるだけみやかに土地利用区分を設定して、それに応じて、それその利用区分に従って土地価額を決定する、こういうことが並行しなければならない、こう思っております。

そこでたとえば、土地計画区域を指定した場合に、その区域内における一番問題になりますのは農耕地であります。農耕地というものが直ちに宅地に利用されるという現状にありながら、農地なれるがゆえに税金もきわめて安い。これがもし、農耕地一本でいくということになれば、当然にこれは、農業生産力というのは低いのですから、それに対する固定資産税等を高く課すべきものじりありません。けれども、農地に使う場合は別であります、農地以外に使うという場合には、当然にその他の措置を講ずべきである。もし将来、農地でどうしてもありたい、農業等は最も必要なことありますから——余談になりますけれども、日本においてこれも一面非常に不合理といいますか、手落ちがありますけれども、農業政策においても、いかなるところを農業地として確保すべき本においてこれも一面非常に不合理といいます

別といたしましても、少なくとも将来、市街地になり、住宅地になるというところの農地については、一体、将来農業を営む予定としてやるところであるかどうか、もし農業を営むということであれば、それは農業を営む土地として措置をしなければならない。そのかわりに将来、それを宅地に転換するということは都会である以上はできなさい、これくらいの措置をしませんと、公正を保てない、こういういろいろな問題点をとらえて総合的に、しかも急速に措置をとりたい。これは從来の観念からいたしますと、わが国における考え方等からいたしまして、相當に思い切った措置にならうと思いませんけれども、しかし、そのくらいしかければこの問題は解決しない、こういうことでいま進めておるということあります。

○北村暢君 ただいま大臣から非常に懇切な御答弁があつたわけですが、大臣の考え方について私

も大いに共鳴するところがたくさんあると思うのです。

それで、最近の地価の値上がりというのは、私はやはり地価というものは相当程度急速に上がってしまって、最近の不況が影響して若干最近下がっている、こういう程度のものであって、私はやはり将来的に、長い目で見れば、総体的にいって地価はいまの状態でほっておけばやはり上がっている、このようにも思ひうのです。したがつて、いま大臣のおっしゃったような相当思い切った地価安定のための総合的な施策をとらないといふと、いま最近若干下がりぎみだからと、これは問題は解決しない。したがつて、大臣のいまおつしやつてある点等におきまして強力な施策をとらなければいけないと思うのです。したがつて、今までの形では私はいかぬ。やはり大臣のおっしゃつたような相当思い切った施策をとらない限りいかぬと思うのです。これはまあ私は総合的な問題で

すから、一つの問題の例を出して、それで地価が上がつた下がつたと言うことはどうかと思います

けれども、宅地と工業用地ですね、首都圏整備あるいは工業団地等の造成が、相当工業用地として

の団地の造成というものが非常に行なわれている

わけです。これは高度成長と比例してそうなんですが、特に首都圏においても大都市周辺にしてもそ

ういう傾向が非常に強い。さらに中小都市におい

てすら、新産都市以外の土地でも、自治体は自治

体で何とかして工業用地を造成をしてそうして工場誘致をやりたい、これはどこの町村もそう考

えているようですね。そういうようなことで、この工業用地の造成というのは相当進んでいます

地をつくつた、売買契約がなされても、所有権が移

つぼつかれ建つていいのですね。そういうよう

な実態じゃないかと思うのです。だから、工場用

谷か、ああいうところの団地を見ても、工場はぼ

ま工場は建たないというのが相当あるのじやないか。しかもその工業用地というのは産業

の構造とマッチしないために、土地はつくつたが

工場が来ないというようなことで、遊んでいる土

地、せつかく工業用地としてつくつたんだが遊

んでいる土地がある。これは相当あるのじやないか

と思いますね。これが私はやはり宅地の地価とい

うものに対して非常に値上がりする一つの大きな

原因になつてゐるのじやないか、こういう感じが

するのですが、この宅地と工業用地との関係はどう

思いますね。これが私はやはり工場用地つくるのに

は、この産業立地あるいは産業の構造、こういう

ものはやはり計画的に見通しをもつてやらなければ

つくつてさっぱり工場が建たない、こういうふう

にしか映らないのですね、事実問題として。こう

いう点はひとつ私はやはり工場用地つくるのに

は、この産業立地あるいは産業の構造、こういう

ものはやはり計画的に見通しをもつてやらなければ

つくつてさっぱり工場が建たない、こういうふう

にしか映らないのですね、事実問題として。こう

いうふうに利用されていないというのだが、私の

見た目ではそういうふうに見えるのですが、い

い、これでは私はいかないのじやないかと思う。

と同時に伺いしたいのは、そういう工業用地が

そういうふうに利用されていないというのだが、私

の見た目ではそういうふうに見えるのですが、い

い、これでは私はいかないのじやないかと思う。

では若干納得がいかないということですね。

それからもう一つは、今後の物価対策として公

共投資をする際に設備投資においても、工場を建

設するものについては融資をするけれども、土地

の資金については融資をしない。こういうことを

政府は方針として立てているようですね。そういう

ような点からいくと、このあつて工場用地、

工業用地というものは、そういう政府の施策から

いくと、私は何かこう取り残されて、工業

用地取得の資金は融資しないというのだから、そ

れは法律に基づいて工業団地が造成されているわ

うなりますと、どうも空閑地がますます残るの

九

○北村暢君 それじゃ、次にお伺いしますが、首

都圏市街地開発区域整備法による工業団地は、こ

れは法律に基づいて工業団地が造成されているわ

うともございまして、開銀融資とタイアップし

二、三ヵ所ございまするが、それはやや遠いとい

うこともございまして、売却ができます

うことです。

○北村暢君 ただいま募集中のところが売却ができます

うことです。

○北村暢君 それじゃ、次にお伺いしますが、首

都圏市街地開発区域整備法による工業団地は、こ

れは法律に基づいて工業団地が造成されているわ

うともございまして、開銀融資とタイアップし

二、三ヵ所ございまするが、それはやや遠いとい

うこともございまして、売却ができます

うことです。

○北村暢君 それじゃ、次にお伺いしますが、首

都圏市街地開発区域整備法による工業団地は、

なんで、中央卸売市場で駐車場のない中央卸売市場なんて、いまもう考えられないのですね。したがって、交通なり何なりというものがやはり十分勘案されてこういうセンターをつくっていくということは私は非常にいい着想ではあると思うけれども、しかし、これも経済の問題ですから、なかなか既定の商権というものがあつて、中央卸売市場を直ちにあちらこちらへ移すといふことだって、なかなかそう簡単にいかないことは、これはもうむずかしいのです。しかし、まあそれかといって流通センターをつくらないといふわけにはいかない。そういう状態だと思うのですがね。そうありますから、この過密都市の緩和のためにも、流通センターといふものはやはり考え方にしてかるべきだと思うのですよ。それが全然いつになるのだからわけがわからないようなことがあります。私はやはりいけないのじゃないかと思うのですね。したがって、やはり法律を制定するなら制定する、そしてある程度の予算規模でもつて、統的に建設をしていく、こういう計画性があつて、私は先ほどいった、私は宅地部の新しい施策の一つになつてくるのではないかと思うのですね。また、所掌事務の一つになつてくれると思うのですね。そういう新しい仕事をやはり積極的にやってもらいたい、こう思つたからそういう質問をしたのです。この点については、ひとつ事務当局の考え方だけではなくて、これは非常に重要な問題でありますから、またいろいろな中央卸売市場、既定の商業をやっている既存の市場に及ぼす影響が非常に大きい問題でありますから、したがって、ひとつこれは慎重に対処しなければならないと思いますが、ひとつ大臣の今後の方針を承っておきたいと思います。

はやや着想がおそらく、御承知のとおり、近年に、いま板橋の一部を着手しておりますが、始まつたという状態で、いまお話のような構想で、固まつているという状態ではありません。まあ確かに數ヵ所一応予定はしておりますが、まだ試みのような状態でやっている、こうしたことではないと思っております。と同時に、先ほどもお話をありましたように、流通センターなどは全く公共的な目的からこういうことをやらざるを得ない、こういう段階であろうと思います。その建設あるいは土地の取得等についても、技術的には手法の改正にするか、あるいは特別立法にするか、やはりそういうある程度強権を持った措置をとる段階にきている、こういうふうに考えておりますので、そういう問題については、いませっかく検討いたしているという状態であります。計画の進め方等についても全体を考え、これは首都圏の計画になつておりますが、首都圏構想の一部ではあるわけでありますから、計画的な方式でやっていきたい、かように考えております。

○鬼木勝利君 時間もあまりありませんので、要約してお尋ねしたいと思ひますが、大臣にお尋ねいたしたいと思いますが、建設省では住宅基本法案というような法案をいま検討中であるとかお考へ中であるとかいうことを聞きましたが、この基本法案といふようなものを考え中であるかどうか。従来この建設省とかあるいは労働省、厚生省、大蔵省あたりで各個ばらばらに建設しておつたのを一本化して基本法といふようなものをつくるというようなお考えがあるということをございますが、そういうことをなさっておるのでですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 名前はまだどういぢ法案にするか最終的に考え方をきめておるわけでございませんが、いまお話しのように、住宅建設は建設省が主体になりますが、そのほかに厚生省が年金資金等でやつておる、あるいは労働省でも一部やつておる、あるいは国有財産といいますか、その一部として公務員住宅は大蔵省がやつておる、まあこういうふうなことで、全然無関連だと申し上げませんけれども、必ずしも総合的な考え方でやつておるという状態ではございません。こういう問題も取り合はせまして、特に申し上げるまでもなく、いまや住宅供給と申しますか、住宅建設がわが国の政治の最たるものであると考えております。現在一応七ヵ年いわゆる七百八十万戸計画をやつておりますけれども、これは昭和三十三年十月の住宅調査に基づく計画でありまして、五年ごとにやつております住宅調査、昭和三十八年の調査の結果を見ますと、その後の社会情勢等相当変化をいたしております。必ずしも従来の七ヵ年七百八十万戸というものが今日の事態では適合しない、こういう状態もあります。それと、いま申し上げましたように、住宅をもつと積極的にやるということについては法律で、ちょうど道路計画みたいに法律に基づいてこれを促進するという態勢をとるべきだ、と同時に

に、住宅の基準等についてもやはり国民的な意思を反映させる必要がある、こういういろいろな観点から住宅基本法という考え方もあるわけでありますけれども、これは私が申し上げることは適當であるかどうかわかりませんが、農業基本法、何とか基本法と異想論ばかりで一向実行が伴わないということで、どうも国民に政治の信を問われるということはわれわれやりたくありませんから、そういうことでなしに、住宅建設促進法とかいうような考え方で住宅問題を推進する法律を制定してもらおうじゃないか、こういう考え方のもとに、いまその案をせつかく検討、取りまとめて中とすることになります。

は住宅は人間必ずそこに本拠を持たなければならぬわけですから、これはもう一年が半年でも早いにこしたことはございません。けれども御承知のとおりに、ばく大な資金を要することありますので、計画することはそうたいしてむずかしいことではありませんけれども、やはり財政、日本の経済力、こういう面を考えて、いま七百八十万戸とお話をありましたが、まだ最終的に計算ができておりませんけれども、大体今までの経過と、去る三十八年の調査の結果を見ますると、おおよそ今後四十五年まで七百五十万戸くらいで一応一世帯一住宅の目標は達せられはせぬか、こういう計算でやっておりますが、その中で、前のいわゆる七ヵ年計画の七百八十万戸のときには、公営住宅三万户以上という目標で進めておりました。今後の、いま計画を進めております約七百五十万戸、五ヵ年計画というものについて、私は公営住宅をもつと相当大幅、といつてあるいはうそになるかもしれませんけれども、気持ちとしては大幅に公営住宅をふやすべきである。もちろん、国の施策だけでは間に合いませんので、また民間にも住宅建設の努力は相当に今日まで実績がありますから、必ずしも民間の個人あるいは会社等の住宅建設をうとんとする必要はないと思いますので、そういう実勢力と国の財政力というものを噛み合わせて案を立てるべきだと思っておりますが、いずれにいたしましても、住宅問題の緊急度、重要性、こういうことから考えまして、従来より以上に公営住宅に力を入れるべきだ、こういう考え方を持っております。ただ、三年間というお気持ちはわかりますけれども、なかなか計画は立ちましても実行が伴わないということでは、また偽りの政治になりますので、現在は四十五年まで五ヵ年計画にしようかという考え方を持っておるわけであります。

ては、政府は目をつぶつてあまりこれに触れようとしない。戦前は、御承知のとおり、家賃は収入の一割ぐらいが相当したものだ、こう言われておる。ところが、今日大都市では暁一暁が千五百円から二千円、もつとそれより以上、六暁、三暁二間ぐらゐ、あるいは三間ぐらゐで二万五千円、三万円、その上、あまつさえ権利金、敷金、謝礼金、ほんんどそのどどまるところを知らない。これでは若い人が結婚しようとして家を持とうとしても、家は絶対持てない。非常にみな困つておる。そして人間尊重だと、いさきかも人間尊重はいいけれども、なかなかそういういかない、理想であつていい。五ヵ年計画を三ヵ年計画にして早くこれを解決したらどうですか。大臣のお気持ちはわかりますけれども、それは一年でも早いほうがいいけれども、なかなかそういういかない、理想であつてなかなかそうはいかない。私はこういう点を解決していかれますならば、家賃の対収入比率といふものは戦前とほぼ同様になるのじゃないか。これは国会あたりにつとめておる一般職員もそうです。若い人たちが住宅で困つておる。そういう点をもう少し大臣は心してそういうことに努力しようというお気持ちはないか、全然そういうことは理想であつて、なかなか言ふべくしてできないもんだ、そう頭からさしを投げられるのじやなくして、現に七年であったのが五年にあなた方は短縮されてやろうと努力されたのだ。その点大臣の御所見をもう一度承りたい。

そういう状態になることを望んでおりますが、いざ私が目標にしておりますのは、少なくとも収入の一五%、一割五分に縮める必要がある。これは何と申しましても、戦前とはやや社会情勢といいますか、国民の生活、物価等もいろいろ違つてきておりますから、一割に近づけることは適当でありますしょけれども、いまの目標は一割五分くらいの程度には何とかしたいという考え方でやつてゐるわけでありますけれども、先ほどお話をありましたように、地価の高騰あるいは諸物価の、資材の高騰、労賃の高騰ということで建設コストが高くなつております、住宅公団等の賃貸住宅等についても必ずしも私どもが考へてゐるような状態にいておらぬことは非常に残念に思つてゐるわけであります。そういう意味におきまして、どうしても一つの大きな要因である地価対策を、早急に地価抑制策を立てなければだめだ。これは、そういう観点からでもあります、公団住宅と公営住宅がやはり地価の問題で悩んでいるところもありますけれども、やはりだんだん進んでいきますと、そういうものをおしなべて、少なくとも一割五分くらいにおさまる方法はなかろうか。全体を通じて、場合によつては、これは今日私が結論的に申し上げるわけじゃありませんけれども、そういう国家施策の住宅に入る方々の家賃構成については、一割五分ぐらいに抑えられるようになりますが、それは、いま計算はいたしておりませんけれども、巨額の財政資金を要することありますから、必ずしも簡単にいかないと思いますが、いままで相当地位が統いておりますから、そういう問題點を考慮して、住宅を別の面からも検討を要する段階にきている、かようなことも考えてゐるわ

○鬼木勝利君 いま大臣の御答弁によりますと、最終的には、経済の情勢も戦前とは違つてゐる私だけこゝだと思うのですが、これは何といひましても、今日一番困つているのは、高家賃の問題で若い人たちが非常に困つておりますから、この点はひとつ大臣のいまのお話のように、これはいずれの場合にもそうですけれども、大臣がかわられるというと、またすぐ新たに話を始めなければならぬ。これは大臣がかわられてもこの施策は一貫してやつていただきたい。これはあなたが一生涯建設大臣されるわけではないでしょうが、まだどんどん出世されるでしょうか、その点もう一度大臣の御所見を伺つておきたい。

○國務大臣(鶴戸山三男君) これはもちろん私が一生涯やるわけではありませんが、できれば私は生涯やりたいくらいの考え方を持っております。建設行政には情熱を傾けているつもりでありますけれども、それは望まれないこともあります。こういうことは単に大臣の思いつきでやる政策でございませんので、そうあってはならぬ基本的な政策だと思いますから、これはもちろんそういう考え方でなく進めたい、かように考えております。

○鬼木勝利君 それから先ほどからも盛んに論議されておりますので、私詳しく述べる必要はないと思いますけれども、住宅の供給はこれは当然国、県、市町村がやるべきだと思いますが、先ほど大臣も仰せになつておったように、公営住宅を自分は推進したい、私もぜひこれをやつてもらいたいと思うのですが、先ほどから言つておりましますように、今日、最も民生安定の中心は、私ほどうしても住に置かなければならぬ、衣食住と申しますけれども、住が私は大事だ、衣食足つて礼節を知るという、そういうことばもございますが、この住が今日一番困つている。特に地価の問題ですが、建物なんかは今日、不動産屋なんかのそいでみましても三年も過ぎたら半値であるいは五、六年から十年も過ぎたら建物はただだ、そして土

地を非常に高く買わされておる、結局、買うほうの側は、土地を買うようなもので、私はここにひとつ地価対策ということを考えられる上において、何かこれを立法化していただくことはできなかつてかわからぬけれども、考えておる。この地価対策に対して、もし、立法化される場合には、これは私は嚴重にひとつ規定していただきたい、そらしなければ立法の意味が私は有名無実になると思うのですが、それにつきまして先ほども大臣は、十分地価対策に対しては考えておる、こういふ仰せでございましたが、具体的にどういう対策を自分は考えておる、地価対策に対してはどういうふうな考え方を持っておる、こうしたいという具体的な何か対策を承りたいと思う。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 具体的にどういう話でありますか、先ほど、午前にもお答えいたしましたように、まだ具体的に申し上げられる程度に煮詰まつております。考え方の基礎は、先ほど申し上げましたように、土地と、いわゆるほかの人間がつくり出しえる財産とは全然異なった取り扱いをすべきだ、そういう意味において土地を離れておらず、住むことはできない、しかもこれはいる人間は住むことはできない、しかもこれは限られたものでありますから、そういう根本的な土地といふものの考え方に基づいて地価の抑制策を講じたい。非常にむずかしい問題がたくさんからんでおりますから、いま検討中であります。それはさきも申し上げましたように、単なる建設省だけの問題ではございません。政治の基礎的な問題であろうと私は判断いたしております。そういう意味で二回今日までこの問題について、私の構想と申しますか、考え方の基礎を闇議において、各関係にもはかつて検討を続けております。近く来週経済閣僚懇談会を開いて、この土地に対する考え方の基礎を固め、それを実現するための各個の案を立てたい、こういう一段階でありますから、こまかく御説明申し上げられないのは遺憾に思いますが、しかもこれはゆうちよう

段階である、こういうふうに考えておりますということを申し上げておきたいと思います。

○鬼木勝利君 なかなか大臣は用心深くて、いろいろお考えになつておるうと思ひますけれども、これに対する私は腹案は持つておりますけれども、これに対して私は腹案は持つておりますけれども、これも私、用心深く申し上げないことにして、十分ひとつその点検討していただいて、他日またそういう案が出てまいりました場合に相まみえて、ひとつお話しを申し上げるということにいたしますが、結局地価対策と宅地造成に成功すれば、建設用国費というものも大幅に節減ができるんじやないか、私は本質的にそういう考えを持っておる。この問題に対しては、先ほどからも相当論議があつておりましたが、明らかに節減ができるんじやないか、私は本質的にその点大臣はどのようにお考えですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 論理のよな現象は承知いたしておるつもりであります。問題は建

設資材の単価、建築単価、あるいは用地の単価等、実勢に合わない場合がしばしばあるわけですね。そのためには公営住宅等については県あるいは市町村等の公共団体にいわゆる超過負担の問題が起つております。そういう意味で、御承知であらうと思ひますが、昭和四十年度における工事については、建築の種類にもよりますけれども、四分之一し五分の一の、三十九年度対比で単価も公営住宅の拡充強化につとめることが先決である、まあ新しい思いつき制度でいろいろつくつてしゃつておりますが、いまの住宅政策は何よりも公営住宅の拡充強化につとめることが先決である、まあ新しい思いつき制度でいろいろつくつて間口を広げるよりも、現存するところの住宅金融筋は公営住宅にあるんだ、こう私は考えますが、この財政資金の投入に対して大臣の明確なひとつ御答弁を願いたい。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 先ほども一応触れておきましたが、その程度があるいは違つてくるかもしれませんけれども、気持ちは同じ氣持ちで進めたいたい。先般御承知の二千億投資をして、

今日の経済の沈滞を刺激して回復しようといふの建設の中でも特に住宅をその四分の一を投入してやろうということを実施に移しましたのも、やはりそういう考え方からであります。できるだけ大量の国家財政あるいは資金を投入して住宅

の建設を進めたい、かように考えておるわけであります。これは私のみならず政府全体がいまそ

ういう考え方をもつておるわけでござい

ます。

○鬼木勝利君 ところが、現行制度の盲点は、御承知のとおり、地方公共団体の財源難でございま

思ひます。これは大臣並びに住宅局長にお尋ねしたいと思ひます。地方団体の超過負担の因は、実施機関である地方公共団体が財政の超過負担を余儀なくさせられるということでは住宅行政が停滯するのではないか、こういうふうに考えますが、

その点大臣はどのようにお考えですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 論理のよな現象は承知いたしておるつもりであります。問題は建

設資材の単価、建築単価、あるいは用地の単価等、実勢に合わない場合がしばしばあるわけですね。そのためには公営住宅等については県あるいは市町村等の公共団体にいわゆる超過負担の問題が起つております。そういう意味で、御承知であらうと思ひますが、昭和四十年度における工事については、建築の種類にもよりますけれども、四分之一し五分の一の、三十九年度対比で単価も公営住宅の拡充強化につとめることが先決である、まあ新しい思いつき制度でいろいろつくつて間口を広げるよりも、現存するところの住宅金融筋は公営住宅にあるんだ、こう私は考えますが、この財政資金の投入に対して大臣の明確なひとつ御答弁を願いたい。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 先ほども一応触れておきましたが、その程度があるいは違つてくるかもしれませんけれども、気持ちは同じ氣持ちで進めたいたい。先般御承知の二千億投資をして、

今日の経済の沈滞を刺激して回復しようといふの建設の中でも特に住宅をその四分の一を投

入してやろうということを実施に移しましたのも、やはりそういう考え方からであります。できるだけ大量の国家財政あるいは資金を投入して住宅

の建設を進めたい、かように考えておるわけであります。これは私のみならず政府全体がいまそ

ういう考え方をもつておるわけでござい

ます。

○政府委員(尚明君) 今日公営住宅につきましては、返上ということはございません。返上返上のことは、私は現状に即しない住宅政策だと思ひます。今日公営住宅の建設を返上するそういう地

方団体があつたかなかつたか、この点周長にお尋ねいたします。

○政府委員(尚明君) 今日公営住宅につきま

しては、返上ということはございません。返上返上のことは、私は現状に即しない住宅政策だと思ひます。今日公営住宅の建設を返上するそういう地

方団体があつたかなかつたか、この点周長にお尋ねいたします。

○政府委員(尚明君) 今日は公営住宅につきま

しては、返上ということはございません。返上返上のことは、私は現状に即しない住宅政策だと思ひます。今日公営住宅の建設を返上するそういう地

方団体があつたかなかつたか、この点周長にお尋ねいたします。

○政府委員(尚明君) 今日は公営住宅につきま

しては、返上

こと

がございましたのは、むしろ三十六年ころの

ことでございまして、むしろ設備投資の過熱によ

る建築費が非常に急上昇いたしました。その際、

建築工事を入札に出しましてもなかなか予定価格

でおさまらないために返上論的な議論が出たわけ

でござります。その年は、確か十月、あるいは十

一月に補正をいたしまして、約一〇%ないし一二%上げましたことによつて、三十六年もそれを
れ返上なしで順調にまいりました。ただいま、十二

ます。

○鬼木勝利君 それでは返上はない——なるほど近ごろはそうかもしだぬが、かつては返上がよく続出したことを私は体験しておりますが、それで

○政府委員(尚明君) 是正する必要はございませぬ。

な超過負担がありますが、住宅問題を非常に重要なと見て、ある程度財政のやりくりをして、用地の取得等二つ、一時的出資の超過負担としてやつて、

るわけでございまが、しかし、住宅を在来よりもなお一ぞう拡大して建設戸数をふやそうといつたまえなわ、その負担がますますふえるわけでございま

単価の是正をいたさなければならぬと考えてお
ります。

ということを認められれば、私の質問の目的は達成されるわけですね。これは地方公共団体の負担超過が

べきだと重ねて申し上げておきます。

いっておつたが、三十九年から宅地審議会ができ
たと先ほどの御説明でしたが、宅地制度審議会の

日米、宅地審議会のほうから宅地開発公団を新設すべきだ、そして全国の市街地及び市街予定地の

開発公団を新設する。こういうことが宅地審議会

○國務大臣(瀬戸山三男君) 宅地開発公団の構想は、いまお話しの宅地審議会においても、適当であろうという御答申があつたようあります。これは御承知のように、現在宅地の開発については、住宅公団が建設の別な部門として宅地等の開発をやつておる。それから住宅金融公庫が地方公共団体に公庫資金を貸し出して宅地の開発をいたしております。こういう実情でありますが、先ほど来お話をありますように、住宅建設は全く緊急の課題であります。その前提となりますのはやはり宅地でありますから、これは必ずしも政府の施策だけで宅地がまかなえるとは思いませんけれども、しかし、どうしても強力に政府の施策で宅地開発を大幅にするということになれば宅地緩和の方策がそう簡単にいきません。そういう事情から今日やっております公団あるいは公庫融資等によるものを一体としてまとめて、そして御承知のように、相當大規模な宅地を開発いたしますときにはただ宅地を開発して家が立ち並べばいいということがございません。一つの社会を、町づくりといいますか、一つの集團的社會をつくり上げる。こういう仕事でありますので、道路、下水あるいは他の学校、保育所、幼稚園、各種の機能を立てなければなりません。そういうものを含めて、ひとつ公団の仕事として宅地ばかりでなく一つの町づくりをするときに、そういう一つの機関をつくって専門的にやることが適當でなからうか、こういう考え方での構想をいま検討しておる、こういう事情でござります。

○鬼木勝利君 住宅局長にお尋ねしますが、先ほど宅地審議会からは地価対策問題を答申された。宅地開発公団の新設の答申のことについて答申があつたということは説明なかつたが、答申されておるのでですか、まだされていないのですか。

○政府委員(志村清一君) 宅地審議会におきまし

ては、先生御質問の前段の調査等十分やるようにな
りうる中間答申的なものは出ておりますが、具体
的に宅地開発公団をつくつたらどうかというふう

○鬼木勝利君　宅地開発公団を新設するということがどこまで御答申は出でおりませんか？

るのかないのか、その点承りたい。

であります。○鬼木勝利君 私は、宅地開発公司を新設しよう

なくともそういう意見具申があつたんじゃない方と、それであなたたちが動いているんじやないか、かようて考えますが、計画局長はどういう格

おえでし」とか「どうもあいまいだよ」あなたのは
言うことは。

よう、宅地開発公団という名称の組織をつくつたらどうかというような御答申はございませんでした。ただ、宅地開発事業を大規模にやる、その

な御意見はございました。

つまでもやるよ。内容は同じことを、宅地に関することの、こういうことを研究する公団をつくる

いか。宅地開発公団、名前こそ違うかもしらぬが、必ずこういう名前になるのですよ。もう少し

すぐやめるだらう——やめぬよ。

では住宅金融公庫あたりがやっているはずだと思うのですが、なお聞くところによりますと、住宅公

一つのものになすと、だつたらいままで基本調査

○鬼木勝利君　宅地開発公団を新設しようと、そういうことはあなた方は考えておりながら、先ほどの宅地審議会からの答申にあつたことでもそれを伏せて北村委員に答弁している、そんなことはない。これは明らかに公団を設けようといふもう大体公団に行く建設省あたりの役人もきまつているんじゃないですか。大臣にお尋ねします。

○国務大臣(瀬戸山三男君)　先ほど申し上げましたように、まだこれはいま検討中の問題でありますして、もちろん人のことを考へるということは全然ございません。

○鬼木勝利君　どうもこの間から東京都あたりの外郭団体の公団なんというようなものは、数は忘れましたが、ぱく大な数です。これを全部整理すると、まさにいいことだと、それで數十億浮くんだと、年間。數十億、そういうふうな話が新聞に出ておりました。それに時代に逆行して公団々々で屋上屋を重ねるようなことをする、そして片方では宅地部を今度新設する、そして一本化するのだ、二元化するのだ、それはなるほど行政面のほうで実務の面とはまた違いますと、必ずあなたたちは言うに違ひないが、実務の面であらうが、行政面であらうが、一本化するならばおのずから一本化であって、公団をまた新たに設けてそして役員を全部そちらのほうに次から次に回していくことうというような、そういう考え方を妥当だと大臣はお考へになつておりますか。まだそういう古い考え方でおれはいくんだというようなお考へを持つていらっしゃいますか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 古い新しいは考え方の違いかもわかりませんが、先ほど申し上げましたように、住宅公団、金融公庫の部門と統一して大規模にこういう住宅地あるいは住宅ばかりじゃありませんが、町づくりの仕事をするもう一つの機関が必要であると、現在そういう考え方でその構想を検討中であると、こういう事情でござります。

答弁だったから私納得しなかった。先日、研修所の所長さんにもおいでいただいて、いろいろお話を承って大体わかりましたが、他の省が、各省がこういう大学をつくったから、だから建設研修所もこれを大学にするんだ。こういう一応の答弁でしたが、そういうことですか。大臣、お尋ねいたします。

〇鬼木勝利君 これは大体私もわかつたのです
みということもありますて、それこそほかに自治
大学等いろいろ例もありますから、まあ大学校と
いうことで内容をできるだけさらに充実をし、研
修される方々の励みにつけてたい、これがこの提案
のあらましの趣旨であります。ぜひひとつ御賛成
を願いたいと思います。

特にその点を十分修練したんだ、こういう意味な
らば私はわかる。したがって、先ほど大臣の御説
明のように、これは所長さんのお話では三十八年
度にもう見越して施設は十分やったというお話を
ございましたが、少なくとも大学にするといふな
らば、それに対する施設、設備が他の大学と遜色
のないよう十分てきておるかどうか。ただ名前

○鬼木勝利君 いやそれはまことにごもつともな話で、まだきもせぬものを私が言うのも少し早計かもしけれないが、こけてからつえ持つていつたって何にもならない。こける前につえを持っていかなければね。こけてからつえを持つていつたって、どちらを見てなわをなうようなもので何にもならない。お約束の時間がもうきておりま

本省には宅地部を置いて、そして互いに不離一体となつて二にして一というふうに一体となつて私は住宅行政をやっていくべきだ。堵捨山みたいなのものをつくつて――今日は時代はそういうことを要求していない。全部整理すべきであるということにときらにそういうことをやつて考えていくというのは、古い新しいとかいう問題はそれまた別問題だと大臣はおっしゃつておるが、私はそういう考え方には陳腐だとと思う。大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣 瀬戸山三男君 いま検討中でありますから、もう少しじばらく構想がまとまるかまともらないか時間をかけたいと思います。しばらくお待ちを願いたいと思います。

○鬼木勝利君 いやはまことにごもつともな話で、まだきもせぬものを私が言うのも少し早計かもしけれないが、こけてからつえ持つていつたって何にもならない。こける前につえを持っていかなければね。こけてからつえを持つていつたって、どちらを見てなわをなうようなもので何にもならない。お約束の時間がもうきておりま

と申しますが、現在あります建設研究所を建設大学ということにいたしたいと、こういう考え方では数年前からのものであります。国会にもたびたび御提案申し上げておるのであります。鬼木さんも御承知だと思いますが、いわゆる建設関係に携わっておる中央、地方の人々を研修所に集めまして、そうして新規の人の養成あるいはすでに携わっておる人の研修をする。御承知のとおり、最近いろいろな建設技術あるいは機械あるいは考え方等、非常に進みつつある時代でありますから、そういう人々の再教育をし、あるいは養成をしたい、こういうことで漸次拡充をしてまいりました。そのほかに御存じの開発青年隊、こういった人々ももちろん研修機関がそれぞれ異なつておりますけれども、やはり中央に集めてそうしてできるだけそういう面の指導と技術等の向上をはかりたい、こういうことで漸次拡充をしてまいりました。いわゆる大学校にふさわしい姿にするということで、今まで施設あるいは内容、こういうものを整備してまいりたわけであります。私も実はこの問題を提案いたしました前に、建設研究所を見てまいりましたが、非常に熱心に研

格識見の灑餉をはかり、もって建設行政の円滑な運営に資すること目的とする」こう書いてある。それはわかりますが、河野大臣のようにはかかるの省が各省大学になったからおれのところも大学にするんだ——これはあんまり見識がなき過ぎるのでありますて、農林省で經營しておりますところの水産大学のこととはこれは明らかに入学資格も高等学校卒業した者で、しかも大学令によるのとほとんど同じ教科内容で修業年限も四カ年で、そうして一年は実習をやる。つまりインターーンに相当する。五カ年によって水産大学卒業という資格を付与している。だから他の各省におけるのが大学になつたからおれのところも大学にするんだというような、そういう意味のない、でたらめな考え方、建設省の大臣がそういうお考えであればむしろ建設大学というようなものにすることによつてかえつて私はかわいそだと思うんです、学生が。そうじやなくして内容を充実させて、ここに入学される方は正式な——いやこれには、建設大学も正式になるわけでしょうが、官公私立の大学の工学部を卒業して、そうして工学士の免状を持って出てきた人は、建設業務に二年、三年、五年、数カ年実務に携わる。その人が今度は建設大学に行つて、あるいは一週間だと二週

○國務大臣(瀬戸山三男君) ごもつともであります
して、できれば時間をさいて一へんごらんなさつ
て御指導願うと非常にけつこうだと思います。相
当に施設あるいは教科等も整備されております
が、大学に皆さんの御賛成を得ますと、もうそこ
は整備するところがあります。また、施設等に
ついても今後まだ整備しなければならないところ
があるわけでございます。あるいはこれは御存じ
かもしませんけれども、これは全部いわゆる通
いでのあります。全部一つの寄宿舎で、すべて
の修練をする、こういう組織になつております
。地方公共団体——全國の府県でありますが、
そこからもなかなか整備の計画が思うようにいき
ませんので、経費をかけて各県から出てくる研修
生を寄宿舎に頼むようになっていい、こういう事
情であります。まだまだ国の手で整備をすると
ころも、現に私もこの目で見ておりますが、まだ
あるわけでござりますので、まだ整備をしなけれ
ばならぬ、こういう考え方でおるわけでございま
す。

○鬼木勝利君 これは先日所長さんとも親しく懇
談いたしまして、所長さんにも私は非常に御激励
されども、そういう簡単なことでは教育の本質を説
るのでないか、こう私は考える。大臣の御見解
をひとつ……。

たって、どうぼうを見てなわをなうようなもので何にもならない。お約束の時間がもうきておりますから……まだあるんだけれども。

それでは次に、研修所の建設 大学に昇格問題でございますが、これも実はなくなられた河野さんが大臣をしておられるときに私はこれをお尋ねして、そこぶる不徹底な幼稚な子供だましみたいな

も実はこの問題を提案いたします前に、建設研修所を実際に見てまいりましたが、非常に熱心に研修をしておる方々が現在四百人、くらいおるわけでありますし、やはり日進月歩の技術その他を、交代々々で最長一年でありますけれども、やることがやはりきわめて適切である。しかもせつかく研修されるのであるから、その研修される方々の励

三年、五年、数ヵ年実務に携わる。その人が今度は建設大学に行つて、あるいは一週間だととか二週間だとか、あるいは二月とか三ヵ月行って、そうして建設大学をおれは出てきたんだ——そんなことで喜んで行くわけがありませんですね。そういうなくして、特定な科目、部門において一週間なら一週間、十日なら十日あるいは二月、半年、

○鬼木勝利君 これは先日所長さんとも親しく懇談いたしました、所長さんにも私は非常に御激励申し上げたのですが、正式に大学の工学部でも出した人が建設省に入つて、あるいは地方公共団体に入つて、そうして幾ばくかのそこに実務を経て、そうして建設大学に入つていままで自分たちが学ばなかつたような機械設備を相手に科学的になる

ほどこういう点は建設大学でやらなければできないことだ測量部とか、あるいは建設部においては何と言つても建設大学が今日最も権威のあるものだ、こういう私は特色を持つてこそ初めて建設大学といふ私は意味があるのだと思う。単に研修生の意気を鼓舞するのだと、意気を高めるのだと、そういうことではこれは納得ができないのです。そういう意味においても、これは所長さんも要望しておられました、もと予算をいただきたい、そして学校を充実したい、これに対しても大臣は、ほんとうにこういう点においては建設大学で研修すべきだという特色のある建設大学に将来なしたいといふ御希望があるか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) そのことはおっしゃるところでありまして、ただ名前さえつけないといふものでありますから、少なくとも国の大半の建設事業、国家予算においても一番大部分を占めておる建設行政に携る人々でありますから、そういう内容の大学に仕上げなければならない、そういうふうに考へておるわけであります。

○鬼木勝利君 正式に大学を出て、工学部なら工学部を出た人が、おれは建設大学においてこういふうことを研修した、少なくとも誇りを持たれるようないふうに考へておるわけであります。

なあお尋ねしたいのは、したがって、いま私の申し上げた論法からいたしましてそうであろうと思ひます、免状はどういう形式でお渡しになるつもりであるか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 建設大学におきまして研修を修了した者に授予します免状は、建設大学の卒業といふございませんで、特定の専門の課程の研修を受けたわけでございますが、発行することにいたしております。

○鬼木勝利君 それは了解しました。それは当然そうあるべきだと思う。一週間や十日や半年で、正規的な大学を出た者がまた建設大学卒業、こういふことはあり得ない。それはわかりました。

次に、これは所長さんにも私は先日も要望しま

したが、要望いたしたいと思います。他日その資料を出していただきたいと思いますが、少なくともこの学校経営をする上においては学校経営要覽というものがなければならない。ここで研修お校の全貌は何もわからない。いやしくも学校を経営するならば学校経営要覽というものがなければなりません。これは名前はどうでもよございませんけれども、年間の予算はどれだけ使っておるのか、機構組織はどうなっているのか、教授陣はどうか、学校の教育方針はどうか、教科課程はどうか、時間数はどうだ、卒業後の就職——これは就職はみなしておる方でしようが、入学率はどうだ、これはその一覧表を見て学校の経営方針、経営が一べつして全部わかるような、これはどこの学校に行つたって日本の国じゅうの学校にはあるはずです。それがまだ建設研修所にはつくっていない。こんな簡単なものしかつくっていない。このふうに所長さんにお願いします。

○説明員(上条勝久君) 本年度の予算にはそういう経費がございませんけれども、今日從来の資料を整理いたしまして、現在しっかりと要覽を作成すべく作業中でございますから、でき上がり次第ごらんに供したい、こう考へております。予算の実行上やりくりをいたしまして、ぜひ早急に調製いたしたい、こう考へております。

○鬼木勝利君 私いま申し上げましたような趣旨で皆さんの御賛同を得たのでござりますので、建設大学といふことに對しては、いささかも名の済の成り行きとも大きく関係がありますが、これを一ぺんにやるということはもちろんできませんから、しかし、現在計画をしております道路五カ年計画、下水道その他、これを遂行していくのに、四十年度予算からある程度の伸びを示していくといふことは、これは不可能ではないと思います。けれども、それだけではなかなか国民の需要といふことは、これは不可能ではないと思います。けれども、それだけではなかなか国民の需要といふことが研究すればこと足りるのだ、そういう私は強力な建設教育をしていただきたいと、こういうことを終わります。

○委員長(柴田栄君) 速記をとめて。

○委員長(柴田栄君) 速記を始めて。
〔委員長退席、理事三木與吉郎君着席〕

○柴田栄君 だいぶいろいろと建設行政で質問がありましたので、しばらくの間ちょっと変わった問題で、建設大臣初めての質疑でありますから、ひとつ所見を承ると同時に、お答えを願いたいと思う。

いろいろと先ほどから聞いておりますと、建設省としては新しい事業を意欲的にやっておられることが、時間がどうだ、卒業後の就職——これは就職はみなしておる方でしようが、入学率はどうだ、これはその一覧表を見て学校の経営方針、経営が一べつして全部わかるのですが、財源問題ですが、國家予算に占めるウエートが相当多いと思うのですが、どうですかね、建設大臣。次の四十年度を通じて、いま当面問題になつてゐる住宅政策が国家予算に占めるウエートが相当多いと思うのを考慮して、建設省の予定するような事業が遂行される財源措置が獲得できるという見通しはどうですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) きわめて重要な問題で、私だけの結論でこれを解決するとは思ひませんけれども、いま仰せのとおり、やるべきことは、道路にいたしましても、河川にいたしましても、住宅はもとより、あるいは下水道、都市開発と、非常にこれは国民の皆さんが必要される大事業がたくさん控えております。ここ数年来、その計画に従つて財政投融資も増大してまつております。しかし、半面において、経済事情あるいは国家財政等が必ずしもそれに応ずる態勢では現在のところございません。これはまあ今後の日本経済の成り行きとも大きく関係がありますが、これには一応差しつかえない。ただ新しい新規事業については財源が相当苦しめられ、政府が公債発行を整備いたしまして、現在しっかりと要覽を作成すべく作業中でございますから、でき上がり次第ごらんに供したい、こう考へております。予算をかけて私どもは計画を進めております。こういう事情であります。その規模等については、もちろんこれは大いに今後検討しなければならないことをかけて私どもは計画を進めております。こういう考え方を持つておりますので、これに相当の期待をとでございます。

○山本伊三郎君 今までの道路五カ年計画その他の諸計画がたくさんあるのですが、それの遂行には一応差しつかえない。ただ新しい新規事業については財源が相当苦しめられ、政府が公債発行という考え方を持つておることは、それはまあ私は承知しておりますのですが、また、日本のまあこの社会資本の貧弱な規模等も一応よくわかる。これは國、地方を通じてわかるのですが、しかし、一方、國家財政から考へると、建設省の考へるような形に出でこないと思う。くればけつこうですが、おそらくどれほど公債発行されるか、いまのところ四千億以上ということはむずかしいだろうということは、一般の金融面その他から見ましてもわかるのですが、そういう点から考えて国会ではいろいろ要求が出来ます。出ますが、いまの財政需要から考へると、建設省がいろいろ計画をされる、先ほどからいろいろ聞いておりますと、非常に大きな建设教育をしていただきたいと、こういうことではなかなか私は困難だと思うのです。ただ国民の受けける感じというのは、あの選挙を通じても、一世帯一住宅ということ、非常に魅力あることばかりありますから、これは政府としてもぜひ実現しな

はもちろん、世間でもいろいろ議論されておりますが、こうあるいは道路、住宅、緊急にやるべきものであつて、国民全体に非常に裨益する事業、こういうものについては公債制度を考えるべきではないかという私は考へを持っております。私はかりでなく、政府全体が公債発行問題を慎重に検討しなければならない問題でありますけれども、しかし、やはり一つの国民に目標を持たして、国民待望の仕事をついては、しかも、道路あるいは住宅等持続長きにわたつて国民の基礎的資産となるものについては公債でやるべきじゃないか、やって不當ではないのではないか。こういう考え方を持つておりますので、これに相当の期待をかけて私どもは計画を進めております。こういうことではなかなか私は困難だと思うのです。ただ国民の受けける感じというのは、あの選挙を通じても、一世帯一住宅ということ、非常に魅力あることばかりありますから、これは政府としてもぜひ実現しな

被害とかあるいは橋梁の被害とかいろいろな問題が生じたわけでございます。

それから斐伊川水系につきましては、斐伊川の本川の上流は雨は生じたした雨ではございませんでしたが、中流部地帯における、あるいは松江市内におけるところの豪雨は非常に激しくて、そのために宍道湖の水位が相当上がりまして、従来の一昨年でございますが、あの例によりますと、一メートル八十でございましたが、今回は二メートルまで上がった、したがって、松江市内の浸水屋は相当ふえた。それからもう一つは、この宍道湖の水位が上がったことによりまして、平田町付近の冠水が非常に多いというような状況でござります。なお、死者が相当出ましたことをまとめて遺憾でございますが、河川による、洪水による死者ではございませんので、たとえばかけ下にある家ががけくすれのためにこわれたりいろいろな問題で被害者が生じたわけでございまして、そういう島根県の災害の状況でございます。

○山本伊三郎君 每年繰り返す問題ですが、江川、斐伊川、あれは直轄河川ですね。

○政府委員(古賀雷四郎君) 江川はすべてが二級河川でございまして、県で管理する河川でございますが、三次から広島県分は大体において直轄で工事を施行しております。

○山本伊三郎君 これはもちろん、なかなか建設省はこれで大丈夫だと思って、それ以上の雨量があれば、はんらんするのだから、無理なことは言えないのですが、どうですか、建設省として本書、台風による災害等についての予防といいますか、それを守るような計画といいますか、全国的にそういう調査とかそういうものはしておるのでですか。

○政府委員(古賀雷四郎君) 建設省といたしましては、今回治水五年計画につきまして本年の一月に閣議了承を得たわけでございますが、その基本となるものに治水水系計画というものがござります。これは各河川の水系を一貫して上流から河

口まで、その間ダム、砂防、河道改修、それから

下流の高潮対策、そといったものも含めまして一貫した計画で水系計画というものがあるわけですがあります。これは約九兆六千億の予算。その九兆六千億の中身でございますが、なおさら若干の

狭い土地、そういうものはまだその間で残されるとえれば利根川につきましては百分の一以上、百年練りました。それから中小の河川につきましては五十年または第二位ぐらいの洪水を対象にしてつくろうということで計画は練られております。たとえば利根川につきましては百分の一以上、百年

に一回の洪水に対処できるようになります。そういたしまして、おおむね重要な河川につきましては五十年に一回くらいの災害を洪水を対象にしてつくりました。それから第一の五年に行なうべき事業の量が一兆一千億

でございます。

○山本伊三郎君 ぼくは最初五ヵ年で九兆六千億の第一の五年に行なうべき事業の量が一兆一千億でございます。

○政府委員(古賀雷四郎君) さようでございま

す。○政府委員(古賀雷四郎君) 第一年目の予算は、治水五年計画は第一期の五ヵ年としまして発足するわけでございます。

○山本伊三郎君 その治水五年計画の九兆六千億、第一年の予算はどうぐらいですか。

○山本伊三郎君 大臣ね、この治水計画だけ見ましても、相当の金を食いますね。そうせなけれ

ば、災害から日本の国土を守れない、住民の生命を守れないということに私は帰一すると思いますが、建設省もこれほどの大きい財源が必要な商

売——商売——いう悪いですが、行政をされてい

ます。

○山本伊三郎君 おおむね、この治水計画だけ見ましても、相当の金を食いますね。そうせなけれ

ば、災害から日本の国土を守れない、住民の生命を守れないということに私は帰一すると思いますが、建設省もこれほどの大きい財源が必要な商

売——商売——いう悪いですが、行政をされてい

ます。私はそういう経験がないから。したがつて、これは都会における住宅政策も私は非常に

順次やっていかなければならぬだらうというふうに事務的には考えられます。

○山本伊三郎君 ぼくは特に災害地も二回ほど行きましたが、水害地も行きましたが、熊本の玖磨川あたりの上流の住民の生活なんか、水害のおび

え方なんというの、これはわれわれ都会——東京に住んでおりますわれわれの感じとは全く違いますね。雨が降つてくると、子供を寝かせること

自体が心配で、夜も寝られないという実情らしいですね。私もそういう経験がないから。したがつて、これは都会における住宅政策も私は非常に

順次やっていかなければならぬだらうというふうに事務的には考えられます。

工し、あるいは国が補助する事業が八千五百億、そのほかに一千億という予備費がございます。そのほかにおよそ五百億という災害関連、あるいは単独事業、そいったものを加えて一兆一千億でございます。これにつきましては、先般来から、昨

年年度予算のときからいろいろ折衝いたしまして、なかなかおつきあいのない点もありますが、このくらいの金であれば何とかやつていけるという

ことです。これが約九兆六千億の予算。その九兆六千億の中身でございますが、なおさら若干の

狭い土地、そういうものはまだその間で残されるとえれば利根川につきましては百分の一以上、百年

に一回の洪水に対処できるようになります。そういたしまして、おおむね重要な河川につきましては五十年に一回くらいの災害を洪水を対象にしてつくりました。それから中小の河川につきましては

五年五年または第二位ぐらいの洪水を対象にしてつくりました。それから第一の五年に行なうべき事業の量が一兆一千億でございます。

○政府委員(古賀雷四郎君) 一兆一千億は、たとえば九兆六千億を十五ヵ年でやるとすれば、その

第一の五ヵ年に行なうべき事業の量が一兆一千億でございます。

○山本伊三郎君 ぼくは最初五ヵ年で九兆六千億でございます。

○政府委員(古賀雷四郎君) さようでございま

す。

○山本伊三郎君 大臣ね、この治水計画だけ見ましても、相当の金を食いますね。そうせなけれ

ば、災害から日本の国土を守れない、住民の生命を守れないということに私は帰一すると思いますが、建設省もこれほどの大きい財源が必要な商

売——商売——いう悪いですが、行政をされてい

ます。私はそういう経験がないから。したがつて、これは都会における住宅政策も私は非常に

順次やっていかなければならぬだらうというふうに事務的には考えられます。

○山本伊三郎君 ぼくは特に災害地も二回ほど行きましたが、水害地も行きましたが、熊本の玖磨川あたりの上流の住民の生活なんか、水害のおび

え方なんというの、これはわれわれ都会——東京に住んでおりますわれわれの感じとは全く違いますね。雨が降つてくると、子供を寝かせること

自体が心配で、夜も寝られないという実情らしいですね。私もそういう経験がないから。したがつて、これは都会における住宅政策も私は非常に

順次やっていかなければならぬだらうというふうに事務的には考えられます。

○山本伊三郎君 おおむね、この治水計画だけ見ましても、相当の金を食いますね。そうせなけれ

ば、災害から日本の国土を守れない、住民の生命を守れないということに私は帰一すると思いますが、建設省もこれほどの大きい財源が必要な商

売——商売——いう悪いですが、行政をされてい

ます。私はそういう経験がないから。したがつて、これは都会における住宅政策も私は非常に

順次やっていかなければならぬだらうというふうに事務的には考えられます。

○山本伊三郎君 ぼくは特に災害地も二回ほど行きましたが、水害地も行きましたが、熊本の玖磨川あたりの上流の住民の生活なんか、水害のおび

え方なんというの、これはわれわれ都会——東京に住んでおりますわれわれの感じとは全く違いますね。雨が降つてくると、子供を寝かせること

自体が心配で、夜も寝られないという実情らしいですね。私もそういう経験がないから。したがつて、これは都会における住宅政策も私は非常に

順次やっていかなければならぬだらうというふうに事務的には考えられます。

○山本伊三郎君 おおむね、この治水計画だけ見ましても、相当の金を食いますね。そうせなけれ

ば、災害から日本の国土を守れない、住民の生命を守れないということに私は帰一すると思いますが、建設省もこれほどの大きい財源が必要な商

売——商売——いう悪いですが、行政をされてい

ます。私はそういう経験がないから。したがつて、これは都会における住宅政策も私は非常に

順次やっていかなければならぬだらうというふうに事務的には考えられます。

○山本伊三郎君 おおむね、この治水計画だけ見ましても、相当の金を食いますね。そうせなけれ

ば、災害から日本の国土を守れない、住民の生命を守れないということに私は帰一すると思いますが、建設省もこれほどの大きい財源が必要な商

売——商売——いう悪いですが、行政をされてい

ます。私はそういう経験がないから。したがつて、これは都会における住宅政策も私は非常に

順次やっていかなければならぬだらうというふうに事務的には考えられます。

○山本伊三郎君 おおむね、この治水計画だけ見ましても、相当の金を食いますね。そうせなけれ

である、こういう考え方で、いわゆる一兆一千億の治水計画の中には、先ほど九兆六千億というとをやりますと、まあまあということが全国で大体見当がつきます。その中で五ヵ年で一兆一千億の計画を取つてありますということありますから、それを考えますと、まさに前途遠遠といふことになるわけがありますが、その一兆一千億はいま申し上げますように、山本さんのお話しのようになります。申し上げておきますが、いまの一兆一千億は何を目指にしてやつておられるか、大体百水系ぐらい、現在直轄河川といつておりますが、そういういわゆる大規模河川、日本における、そういうものは少なくとも十二年間にはまずそつ心配ないようになります。そのほかにも中小河川がたくさんありますが、それは今後十五年間くらいでそつ心配せぬでいいようなことにしよう、一つの目標はそういうところに置いていまの五ヵ年計画を立てております。なかなかこれも容易なことはないと思います。思いますが、そういう事情であります。余談になりますけれども、道路にいたしましても、先ほど道路のお話がございましたが、まず地方の道路までまあ現在における西欧並みにするというと二兆以上の計画を私どもは持っております。それをいま三十九年度からようやく四兆一千億の計画によってます幹線道路は相当にいける。下水にいたしましてもます非常におくれておりますが、三兆億円くらいあつたらまあ西欧並みにおそらく近づける。その第一の計画がいま三千三百、こういう状態でございまして、これは全体を考えると全く気が狂いそうな感じがいたしますが、やはりこれは順次努力をしていかなければ、國の力と見合いの仕事でありますから、御了承願いたいと思います。

ら、無理は言つておらないわけであります。ところが、大臣の答弁が甘いですよ、ぼくから見れば。ただ、早く了解さして議事を運んで法律を上げようという、そういう気持ちが走ると思ひますけれども、あの議事録を見たら大臣は何でもできるような考慮いたしますとあとにつけておるけれども、私は少なくとも責任政治を言われるならば、これは先だ、これはまずやるんだということをぼくははつきり国会でも言う必要があるのじやないか、ぼくはそう思うんです。それはつらいでしようよ、それは追及されてなかなかそれは答弁むずかしいかもしませんが、そういう審議を進めぬと、国民党は新聞に出るとあれもできるんだ、これもできるんだということのみ納得する、できない、それは自民党政府だから国民の大きな批判を受ければ私は喜んでいいのかもしませんけれども、しかし、国民の立場から、そういう政党間の問題でなくて、政治に対する不信の念がそこからわいてくるのではないか。これは真剣に考えなければならぬ。この点は大臣はこれからよいよ勉強してやられると思いますけれども、ぼくが言つても議員に追及され困ったということがあつたら困るからどうか知りませんが、その点はぼくはある程度計画を出すときにも直面に言うが、きだと思うんです、これは要らぬことかもしれませんけれども。先ほどからずっと聞いておりますと、いろいろ何かこれは確かだと思つておるけれども、実際私は大臣の言うことはまず六割くらい割り引いて聞いておりますからまだ了解はできると思ひますが、そういう点で、ちょっとと余談になりますけれども、水害対策につきましては、いまわかりました、九兆六千億というものが大体なければならないです。

○山本伊三郎君 実は東京都政の問題を言うんじやありませんけれども、これは議員も慎まなければならぬ点があると思うんです。だから、そういう計画があつても、こちらを先にやれ、あちらを先にやれということで、有力議員のいるところが先になつて、おらぬところがあとになるという、いまの国政もそうだと思うけれども、地方政治もそういう形になつてゐる。この点は要らぬことですが、十分その点を建設大臣として地方を視察されたときにそれを見てもらいたいと思います。実は一言言つておきますが、永山自治大臣の出ておられる庄原あたりは、村道市道あるいは県道、国道を通じて一〇〇%舗装ですわ。私は行つてきたのですから。けつこうです、これは、そこでの住民は喜びます。私はそれをいかぬとは言わねえ。そういう点は国民の不満というものがおのずから出てくると思います。そういうことは要らぬことでありましたけれども、そういうことをどう考へるかということもひとつ建設大臣、公庄な立場から見てもらいたい。道路行政一つ見ましても。

そこで質問ですが、名神国道、りっぱなのできましたね。あれは河野建設大臣のときによつてだといふ論議したことがあるのですが、なるほど私も二回ほど通りましたが、りっぱなものですが、しかし、いま神戸から名古屋までですか、あの実は走つてゐる台数というのはきわめて少ないのですね。ぼくはこれは調べてありませんけれども、公園の人によくとレジャー用の車が八割までといふのですね。なるほど日本にもあいなりりっぱな道路ができたということは誇りではありますけれども、建設省はあの名神国道について将来の利用価値についてどう考へているか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 言話しのとおりであります。名神高速道路が一宮から小牧まで貫通いたしましたが、例の一宮一小牧間が七月一日開通でありますので、ようやく最近開通したということであります。全通いたしました。そこでもあります。現在の様子は大体最近の情勢では大体七千八百台

ぐらい一日通過しております。その中でいわゆるトラックといいますか、貨物用の車が大体三七%、ぐらいということになります。乗用車が五五%，その他最近通るようになりましたバス等であります。これは最初の予想とはまだまだ相当違つておる。最初の予想は少なくともいわゆるトラック等の貨物の自動車が八〇%ぐらいを予想して計画しておるわけであります。現在いま申し上げたような実情であります。これは必ずしも全部誤算だとは思つておりません。当初予想しておりましたときよりも落ちでありますが、まだまだあれが百九十二キロでありますから、このくらいの道路ではほんとうの効用を發揮する段階ではない。いま御承知のとおり、東名、東京一名古屋間の道路をつくつております。これは少なくとも四十三年までには完成する予定であります。そういう長距離高速道路でありますから、そういうものを完成を見ないと、この道路の実効というものは必ずしも現時点では簡単に批評できないのじゃないか。同時に、あいう長距離高速のいわゆる貨物輸送トラックでありますから、そこにはまだ従来実用に供されておりません。ですから、長距離の高速貨物自動車といふものの生産がまだ間に合わない状態であります。今後ああいう道路が発達いたしますと、当然にこれを活用するいわゆる貨物長距離用の高速貨物自動車が出来るはずでありますから、そういうことも期待し、これは当然のことであります、それによつてあれば日本の産業経済の能率をあげる動脈となる、こういう考え方でありますのは辺の琵琶湖付近が、大津あたりが非常に景色がいい、全くのレジャー用といいますか、見物用に若い男女が車をみずから運転してマイカーでやつているという実情であります、そういうことだけでは終わるべきものではない、かよううに考えておる次第でござります。

○山本伊三郎君 それはぼくはいつも質問する前には、社会党が天下を取ったときに責任を持ってどうやるかという構想をあげて質問いたしますか

○国務大臣(瀬戸山三男君) そのとおりでござります。
ないですか。

通りでありますので、ようやく最近開通したといふことであります。全通いたしました。そこでまあ現在の様子は大体最近の情勢では大体七千八百台

いうことだけでは終わるべきものではない、かように考えておる次第でござります。

である。こういう考え方で、いわゆる一兆一千億の治水計画の中には、先ほど九兆六千億ということをやりますと、まあまあということが全国で大体見当がつきます。その内で五ヵ年で一兆一千億の計画を取つてありますということでありますから、それを考えますと、まさに前途遼遠ということになるわけであります。申し上げておきますが、その一兆一千億はいま申し上げますように、山本さんのお話しのように、そういうところ重点的にやつて、まず、非常におそろしいようなところを先にやろうという計画であります。申し上げておきますが、いまの一兆一千億は何を目指にしてやつておりますか。大体百水系ぐらい、現在直轄河川といつておりますが、そういういわゆる大規模河川、日本における、そういうものは少なくとも十二年間にはまずそう心配ないようになつたそう。それはからずにも中小河川がたくさんあります。それは今後十五年間くらいできずそう心配せぬでいいようなことにしよう、一つの目標はそういうところに置いていまの五ヵ年計画を立てております。なかなかこれも容易なことではないと思います。思いますが、そういう事情であります。余談になりますけれども、道路にいたしましても、先ほど道路のお話をございましたが、まず地方の道路まであります。現在における西欧並みにするというと二兆兆以上の計画を私どもは持つております。それをいま三十九年度からようやく四兆一千億の計画によつてます幹線道路は相当にいける。下水にいたしましてもまず非常におくれておりますが、三兆億円くらいあつたらまあ西欧並みにおそらく近づける。その第一の計画がいま三千三百、こういう状態でございまして、これは全体を考えると全く気が狂いそうな感じがいたしますが、やはりこれは順次努力をしていかなければ、國の力と見合いの仕事でありますから、御了承願いたいと思いま

ら、無理は言つておらないわけであります。ところが、大臣の答弁が甘いですよ、ぼくから見れば。ただ、早く了解さして議事を運んで法律を上げようという、そういう気持ちが走ると思ひますけれども、あの議事録を見たら大臣は何でもできるようないか考へましたとあとにつけておるけれども、私は少なくとも責任政治を言われるならば、これは先だ、これはまずやるんだということをぼくははつきり国会でも言う必要があるのじゃないか、ぼくはそう思うんです。それはつらいでしようよ、それは追及されてなかなかそれは答弁むずかしいかもしませんが、そういう審議を進めぬと、國民は新聞に出るとあれもできるんだ、これもでくるんだということでみな納得する、できない、それは自民党政府だから國民の大きな批判を受ければ私は喜んでいいのかもしませんけれども、しかし、國民の立場から、そういう政党間の問題でなくして、政治に対する不信の念がそこからわいてくるのではないか。これは真剣に考へなければならぬ。この点は大臣はこれからよいよより勉強してやられると思いますけれども、ぼくが言つても議員に追及されて困ったということがあつたら困るからどうか知りませんが、その点はぼくはある程度計画を出すときにも直面に言うべきだと思います。これは要らぬことかもしれないけれども、先ほどからずっと聞いておりますと、いろいろ何かこれは確かだと思っておるけれども、実際私は大臣の言うことはまず六割くらい割り引いて聞いておりますからまだ了解はできると思ひますが、そういう点で、ちょっと余談になりますましたが、水害対策につきましても、いまわりました、九兆六千億というものが大体あれば一応の水害、現時点における水害に対しては一応できるけれども、一兆一千億ということになれば多発地帯に対する、最も必要なところに重点を置いてやるんだ、こういうことですね、間違い

○山本伊三郎君 実は東京都政の問題を言ふうに
じやありませんけれども、これは議員も慎まなければならぬ点があると思うんです。だから、そういう計画があつても、こちらを先にやれ、あちらを先にやれということで、有力議員のいるところが先になつて、おらぬところがあつてなるといふ、いまの国政もそうだと思うけれども、地方政府もそういう形になつてゐる。この点は要らぬところですが、十分その点を建設大臣として地方を视察されたときにそれを見てもらいたいと思います。実は一言言つておきますが、永山自治大臣の出ておられる庄原あたりは村道、市道あるいは県道、国道を通じて一〇〇%舗装ですわ。私は行つてきてましたから。けつこうです、これは。そこには住民は喜びます。私はそれをいかぬとは言わないので、そういう点は国民の不満というものがおのずから出てくると思います。そういうことは要らぬことでありましたけれども、そういうことをどう考へるかということもひとつ建設大臣、公正な立場から見てもらいたい。道路行政一つ見ましておきたい。

そこで質問ですが、名神国道、りっぱなのでござましたね。あれは河野建設大臣のときにここでだいぶ論議したことがあるのですが、なるほど私も二回ほど通りましたが、りっぱなものですが、しかし、いま神戸から名古屋までですか、あの実は走っている台数というのはきわめて少ないのでありますね。ぼくはこれは調べてありませんけれども、公団の人々聞くとレジャー用の車が八割までといふのですね。なるほど日本にもああいうりっぱな道路ができたということは誇りではありますけれども、建設省はあの名神国道について将来の利用価値についてどう考へているか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 言話しのとおりであります。名神高速道路が一宮から小牧まで貫通いたしましたが、例の一宮一小牧間が七月一日開通

ぐらい一日通過しております。その中でいわゆるトラックといいますか、貨物用の車が大体三七%ぐらいということになります。乗用車が五五%、その他最近通るようになりましたバス等であります。これは最初の予想とはまだまだ相当違つておる。最初の予想は少なくともいわゆるトラック等の貨物の自動車が八〇%くらいを予想して計画しておるわけであります。現在いま申し上げたような実情であります。これは必ずしも全部誤算だとは思つておりません。当初予想しておりましたところの効用を發揮する段階ではない。いま御承知のとおり、東名、東京一名古屋間の道路をつさきよりも落ちておりますが、まだまだあれが百九十二キロでありますから、このくらいの道路ではほんとうの効用を發揮する段階ではない。いま御承知のとおり、東名、東京一名古屋間の道路をつくっております。これは少なくとも四十三年までには完成する予定であります。そういう長距離高速道路でありますから、そういうものを完成を見ないと、この道路の実効というものは必ずしも現時点では簡単に批評できないのじゃないか。同時に、ああいう長距離高速のいわゆる貨物輸送トラックでありますと、日本においてはまだまだ従来実用に供されておりません。ですから、長距離の高速貨物自動車といいうものの生産がまだ間に合わない状態であります。今後ああいう道路が発達いたしますと、当然にこれを活用するいわゆる貨物長距離用の高速貨物自動車が出るはずでありますから、そういうことも期待し、これは当然のことであります、それによつてあれが日本の産業経済の能率をあげる動脈となる、こういう考え方でありますと同時に、全国の高速道路網というものを想定してやつておる仕事でありますから、いまの状態では、ただはつきり道路がきれいにできた、あるいはあの辺の琵琶湖付近が、大津あたりが非常に景色がいい、全くのレジャー用といいますか、見物用に若い男女が車をみずから運転してマイカーでやつておるという実情でありますが、そ

されは日本の一つの動脈になりますから、単に大阪から東京というだけでなく中国縦貫道路も考えられていいんです。が、私、先ほどのあれに戻りますけれども、日本の財政力ですね、こういうもののにらみ合わせてやることはいいけれども、非常にちぐはぐの様相があるんじゃないかということを言いたいために言つたのであって、あの名神高速道路が、これはいかぬだというきめつけはしておらぬ。したがって、財政に見合つたように、均衡のとれた発展と申しますか、そういう建設行政も考えていただきたいと思うんです。それはあれくらい大きい道路が日本にできたということは、日本の誇りであるかもしれないけれど、相当ばく大な金を入れていますからね、あれは。まあ、いま料金を取つておりますけれども、まあ料金の話が出ましたか、大体何年ぐらいであれは償還できるような見通しですか。

臣が言われたようだに、大型輸送トラックが通つておりませんから、引き合いがつかないから通らないのでしよう。今度はアメリカの高速道路のようになに百トンというやつが通ると思うんですが、そういうことを計算に入れて適切な維持といふのは、補修するということを含めて二十年ということですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) わが国における自動車の車両の大きさは道路の運送車両法に出ておりますが、きまつております。したがつて、通常考えられます荷重といいますのは、そういうものをもとにして設計いたしております。それらの条件がもし変わつまして、非常に重量貨物が許されることになりますと、ただいま申しましたことは若干変わつてしまひますし、そのために維持補修をさらによけいやらなければならぬ、あるいはさらに構造的に打ちかえを要するということなどござりますが、少なくとも十数年の寿命というものは常識的には私どもはあると考えております。

○山本伊三郎君 あの道路の建設構造は、それはいろいろな設計者の意見があると思いますが、最大重量どれくらいのものがこたえられますが、道路の建設で。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 軸重でございますと十トン、一つの車輪でございますと五トン、それから一つの車両単位は二十トン、これは先ほど言いました規則できまつております。

○山本伊三郎君 それをもとにあれば構造設計されておりますね。

○政府委員(尾之内由紀夫君) そういう自動車の専門家に聞いてみますが、東京のそこを通つている高速道路ですね、柱一本ですとやつてありますね、国会の横を通つてている、あれは見るとどうもあぶないようになりますから思つうですが、あれで設計上重量その他計数は完全にいけるんで

○政府委員(尾之内由紀夫君) 一本足の構造の高架道路でございますが、これはもちろん考え方でありますところの地震荷重、そういう加速度を十分計算に入れましてつくれたものでございます。それから予想しません柱に対する追突、衝突に対しましては、普通考えられます高さまではあの鉄のパイプの中にはコンクリートも詰めてございますが、そういうことに対しても十分安全である、こういうような設計がされております。

○山本伊三郎君 もう一つ要らぬことを尋ねます
が、いまのそういう名神国道は相当完全なものと
言われております。言われます以上な堅牢な設備
だと見ておりますが、東京都内のやつのあの上に
大型戦車などが走ってもいけますね。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 普通あいう無限
軌条車両は道路の上は通行されない。通行が許さ
れておりませんから、通る場合には、先ほど言い
ました許された軸重、そういうものの上に載せて
通るということはございますが、もちろん高速道
路ではそういう事態はおそらくないと思います。
それからあの戦車の無限軌条のままで通ることは
もちろん許されておりません。必要な場合にはさ
らにあれに靴をはかせまして路面を痛めない、速
度もゆっくり、速いとやはり衝撃加重といいまし
て予想以上の荷重がかかりますから、ゆっくり走
るというような条件が課されるわけであります
が、高速公路の上をそういうものが走るということ
とはおそらく事実上ないだらうと思います。

○山本伊三郎君 横道にそれましてまことに相す
みませんが、もう一つだけひとつこの機会に聞い
ておきたいと思います。これは建設省の管轄かど
うか知りませんが、そうだと思うが、筑波山麓等
の公共施設、学校とかなんとかの移転の問題です
ね、あれは建設者の管轄ですか、あれで土地買取
について相当難渋しているということを聞いてい
るんですが、その点だけひとつ聞いておきたい。
○政府委員(竹内藤男君) 研究字園都市の計画に

つきましては、首都圈整備委員会を中心といたしまして各省これに関係あるわけでございますけれども、研究学園都市の用地の取得につきましては日本住宅公団がこれを行なうということになつております。本年度五十九億円の債務負担契約のワクが認められておりますので、現在茨城県のほうと公団のほうで契約を結びまして、土地及び作物の調査をいたしている段階でござります。茨城県のほうが受託いたしまして、公団で委託をいたしまして調査をいたしているわけでございますが、非常に限られた一部の地区につきまして立ち入りができないというようなことで、調査がおくれているところがあります。

○山本伊三郎君 それは建設省としては直接関係してないから、その事情わからないですか、買収に応じないという。

○政府委員(竹内藤男君) 建設省は住宅公団を監督いたしておりますので、責任があるわけでございますが、買収まで現在入っておるわけではございませんので、調査をいたしておる段階でござります。こまかい事情は、まだ私承知いたしておりません。

○山本伊三郎君 まあぼくは、これは間接に聞いたんですがね。そういう調査段階ということを知らぬ、ぼくはすでに買収にかかるおるんじやないかと思ったのです。相当地価り上げについて策動しておる、不動産業者が介在をして、たとえば、一つの村のほうでは応じようじやないかといったところが、そのくらいじやだめだ、これくらいになるんだということで、つり上げに策動しているということを聞いておるのですが、そういう事実はないですか。

○政府委員(竹内藤男君) 私まだそういうことを聞いておりません。

○山本伊三郎君 建設大臣、これは地価の問題に影響しますがね。そういう点が、公共施設の公共用地として買収する場合も、そういうことが地方を通じてあるのです。一応公共施設だから、農家のほうから協力しようじゃないかという気持ち

で、区長あたりがあつせんして一応話をまとめても、またそういうブローカーという、そういう人が来て、しかもそのブローカーは公職のあるブローカーが来て、わしが引き受けてやる、だから待て、ということで、その買収が進まないという実例があるんです。まあ実例を言うとまた差しつかえますから、もう少し証拠を固めてやろうと思いますがね、そういう点、建設大臣何か耳に入りませんか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 具体的には聞いておりませんが、そうでなくとも想像ができるわけであります。まあ問題の研究学園都市の予定地域内に、多くのいわゆる不動産屋が入り込んでおる、こういうわざは聞いておりますから、これはまあいろんな事例から考えて、お話のようことは想像にかたくない、かようになります。そこで、この問題は今後の問題であります、私はそういうものも含めて、地価抑制策を講じたい、こういうことで検討しておるわけでございま

○山本伊三郎君 それは具体的に、そういう不正というか、そういう業者といふか、ブローカーといふか、そういう人に対しても、その行為に対し何か防止策といふのを考えておられますか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) いまのところでは、ただ高く売つてやるとか、高くなるんだという程度では、法律的にどうするということはできません。ただその取引等について不正があれば、もちろん取引業者の法律等によって手当てができますけれども、いまお話しの程度では、現状ではないと思います。それよりもあいいう国家的といいますか、先ほど申し上げましたように、国の公共的な、あいいう計画をするための土地は地価抑制策を講じたい、そういうふうに考えて、できるだけ早くそういう措置を国会等におはかりをいたしたい、こう考えております。

○山本伊三郎君 いま地価抑制策と言われましたが、いろいろ政府は検討されているということで

○國務大臣(瀬戸山三男君) 私は、率直に言つて研究学園都市、あるいは新産都市、こういう指定する前に、そういう地域については地価抑制策を講じてからやるべきであるという基本的な考え方を持っていますが、したがつて、用地買収にかかる前には、そういう措置を講すべきである、間に合つかどうかわかりませんが、間に合わせたい、こういうことです。

○山本伊三郎君 そういうことじゃない、地価抑制策とはどういうことですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) あの問題は、現在においてはおくれておりますけれども、たとえば、筑波山麓に、いわゆる研究学園都市をつくるという指定をしたときの土地の時価でやりたい、こういうことです。

○山本伊三郎君 そのときは地価を政府が、何ですか、公示するとか、何かそういう抑制策といつても、いまは自由主義経済だから、買い手と売り手の相場できるわけですね、公共施設であるからといって、政府は法律で押えるということは何ら根拠はないですが、どうしたことですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 現在のあのままでは事業としてやれば、これは根拠があるわけあります。そういう措置をとりたいということあります。

○山本伊三郎君 これは道交法からちょっと派生してきましたが、土地收用法を変えて、若干適用の、何というか、範囲を広める、また、それがついて相当政府の権限が広まつたのですが、実際あれで適用して、いまの政府の考え方でいけますか、土地收用法で、実際問題として。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 現在の土地收用法は、御承知のとおりたび改正して、あるいは特例法というものをつくつておりますが、実情ににおいては土地收用法の活用が非常に少ないのですか、たとえばどういふことですか。

○委員長(柴田栄君) 私は、率直に言つてう時代には、相当強力な措置をとらなければならぬ、こういうことです。これは理屈で言えば別にありますけれども、事実なんですね。それがいま地方公共団体、国もそうですが、いろいろ公共事業をやるときの役所の大きなガムなんですね、いま言われたような、こういう抑制策があると言わされたから聞いたんですが、私はそれだけで実際やれるということは信じないので、実際問題は、もしやれるだけです。しかし、おそらく大臣ここで答弁されるような簡単なものでないということです。これは単に筑波山麓の問題だけではないです。すべての問題、建設省もその問題で前向きに考えないと、先ほどからいろいろ地価の問題言われておられるけれども、私黙つて聞いておりましたけれども、国会の審議、答弁と質問くらいに聞いておるのです、事実がどこでそれがうまくかみ合はうか、問題は別です。それは行政を担当する人の熱意と、それから手腕と申しますか、それ待たざるを得ないです。瀬戸山建設大臣も非常に問題のあるとき大臣になられて、私は非常に同情もいたしますけれども、それだけにやりこたえのある大臣ですから、ひとつ河野一郎に負けぬようにがんばつてもらいたいことを最後に付言してぼくの質問を終わります。

○委員長(柴田栄君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(柴田栄君) それでは速記を起こして。それで暫時休憩いたします。

○委員長(柴田栄君) 委員会を再開いたします。請願を議題といたします。本委員会に付託されておりますのは、第三号中学校教職員の給与の合議に関する請願外十件でございます。これらの請願の審査は、慣例により速記をとめ、協議御検討を願います。

○委員長(柴田栄君) 「速記中止」

○委員長(柴田栄君) 速記を起こしてください。それでは、御検討をいただきまして結果を確認いたします。

○委員長(柴田栄君) 一号の二件、恩給、共済関係の請願の五件、防衛関係の請願一件、以上八件は議院の会議に付し、防衛関係の一件を除く七件は内閣に送付するを要するものとすることに御異議ございませんか。

○委員長(柴田栄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(柴田栄君) この際、継続調査要求についておはかりいたします。

○委員長(柴田栄君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防の防衛に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、二件の継続調査要求書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(柴田栄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柴田栄君) 次に、委員派遣承認要求に

関する件についておはかりいたしました。

先ほど決定いたしました二件の継続調査が議決せられましたので、これらの調査のため委員派遣を行ないたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認めます。

なお、派遣委員、派遣地、期間及び要求書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(柴田栄君) 速記を始めて。

○委員長(柴田栄君) 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めます。

それではこれより採決に入ります。建設省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。よって、本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十七分散会

昭和四十年八月十九日印刷

昭和四十年八月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局